

～良好な環境を次世代へ～
自然と共生するエコロジーこまつ

第2次こまつ環境プラン



小松市

目 次

第1編 計画策定にあたって

第1章 計画の基本的事項	2
第2章 第1次こまつ環境プランの進捗状況	6

第2編 第2次こまつ環境プランが目指すもの

第1章 第2次こまつ環境プランの基本方針	10
第2章 戦略プロジェクト	12
第3章 数値目標	18

第3編 第2次こまつ環境プランの施策の展開

基本目標1 環境王国こまつの魅力アップ

第1章 木場潟と水辺空間の再生	22
第2章 里山の保全と活性化	35

基本目標2 持続可能な社会の推進

第3章 循環型社会の推進	47
第4章 地球温暖化対策・再生可能エネルギーの利用	54

基本目標3 地域づくり・人づくりの推進

第5章 健やかな生活環境の実現	60
第6章 環境教育・環境学習の推進	75
第7章 協働取り組みの推進	81

資料編

第2次こまつ環境プランの策定経緯	90
小松市環境基本条例	91
用語解説	97

第1編

計画策定にあたって

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の背景・目的

小松市は、環境の保全及び創造を図るため、平成13年3月に「小松市環境基本条例」を施行し、同条例第8条に基づき、第1次こまつ環境プラン（計画期間：平成16～27年度）を平成16年3月に策定しました。

その後、市民・事業者・行政で構成する“こまつ環境パートナーシップ※”を中心にプラン実現のための取り組みを実践してきました。

さらに平成22年には、重点的な課題に対し数値目標を掲げた「こまつ環境プラン集中行動計画」を策定し活動をしてきました。

こまつ環境プラン策定から約10年が経過し、環境を取り巻く社会情勢は大きく変化しております。地球規模で気候変動の影響がさまざまな形で現れ始め、地球温暖化※対策への対応が重要な課題として浮上し、特に東日本大震災によるエネルギー問題や生物多様性※の確保など新たな課題が生まれています。

また、国の「第四次環境基本計画」では、目指すべき持続可能な社会※の姿として「低炭素※」「循環」「自然共生※」の各分野を統合的に達成することに加え、その基盤として「安全」が確保される社会としています。

こうした社会情勢の変化のもと、第2次こまつ環境プラン（以下、本計画）の策定を行います。

本計画は、本市の「10年ビジョン」で掲げる都市像の実現を図るための環境面における計画として位置づけています。

これまで、よりよい環境づくりのため「市民総ぐるみ」で諸課題に臨んできた市民の力は、地域や市民活動により受け継がれ、環境を守り、向上させる原動力になっています。

今後も豊かな自然と市民の力を両輪に、市民一人ひとりが環境を見つめ直し、知恵を出し合い、良好な環境づくりをさらに目指していきます。



小松市は、はるかに白山連峰を望み、そのすぐ野に連なる緑の丘陵地や、梯川を中心とした幾筋もの河川が織りなす自然に恵まれたまちである。

私たちは、この豊かな自然の中で先人たちが培った伝統文化をはぐくみながら、住みよいまちを築き上げる努力を重ねてきた。

しかし、環境への配慮に欠けた物質的な豊かさや利便性を追求してきた結果、環境汚染や自然破壊など環境への負荷が増大し、地域の環境問題にとどまらず、人類の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

もとより私たちは良好な環境のもとで、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、恵みある地球環境を損なうことなく、将来の世代に継承していく責務を有している。

よって、私たちは、すべての市民の参加と協調のもと、人と自然とが健全に共生する良好な環境を保全するとともに、持続的発展が可能な社会を構築していくことを決意し、この条例を制定する。

小松市環境基本条例 前文より



木場潟と白山



梯川

2. 計画の役割

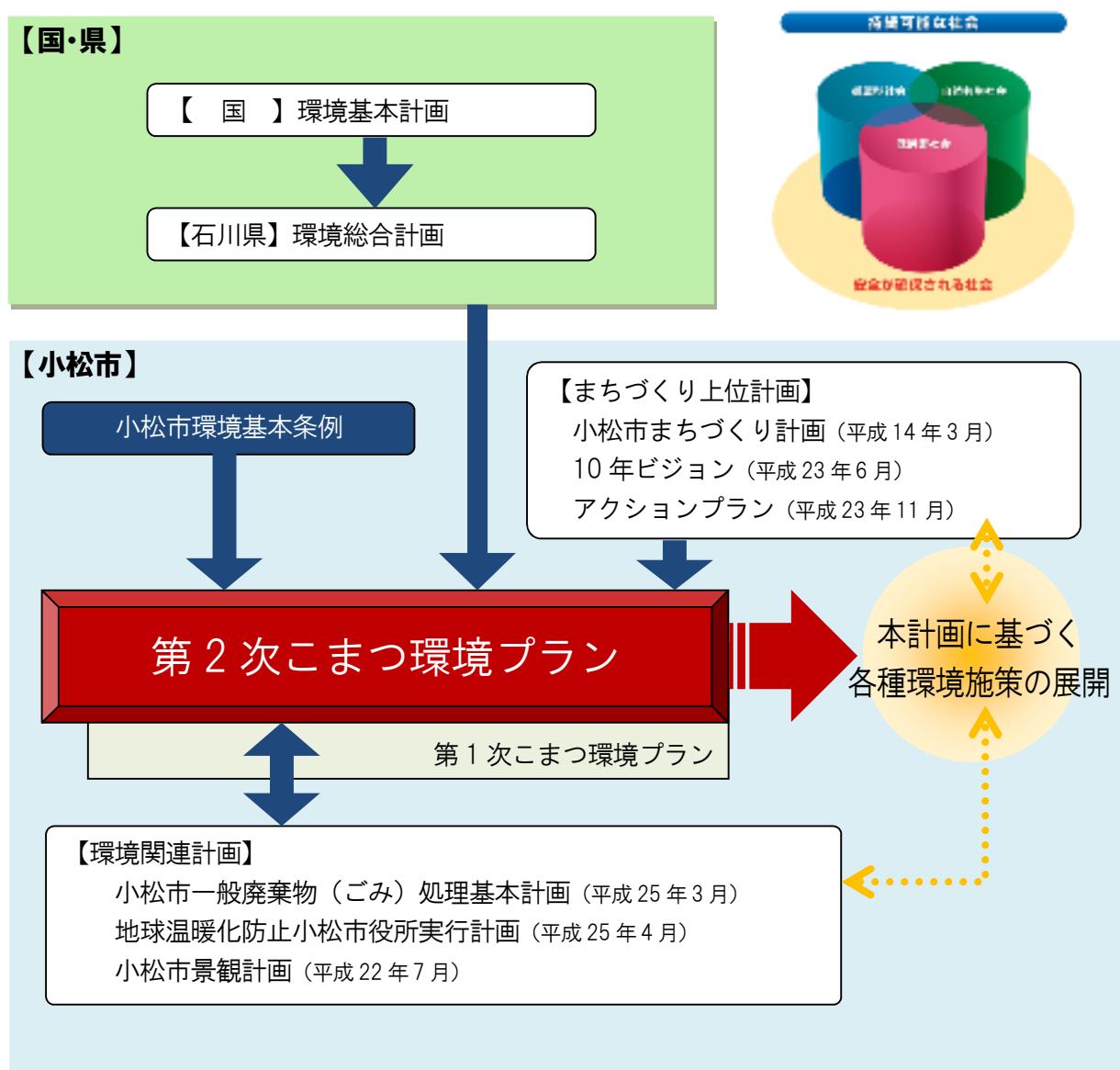
本計画は、小松の良好な環境を将来の世代に引き継ぐため、長期的な視野に立った共通目標を掲げるものとし、本市で生活や活動を行う人々が環境保全に関する行動を進める際の基本的な方向性を示すものです。

また、市民・事業者・市などがそれぞれの役割を果たし、協力しながら実行するための方策を示すものです。

3. 計画の位置づけ

本計画は、『小松市環境基本条例』に基づき、本市における環境保全に関する最も基本的かつ総合的な計画とします。

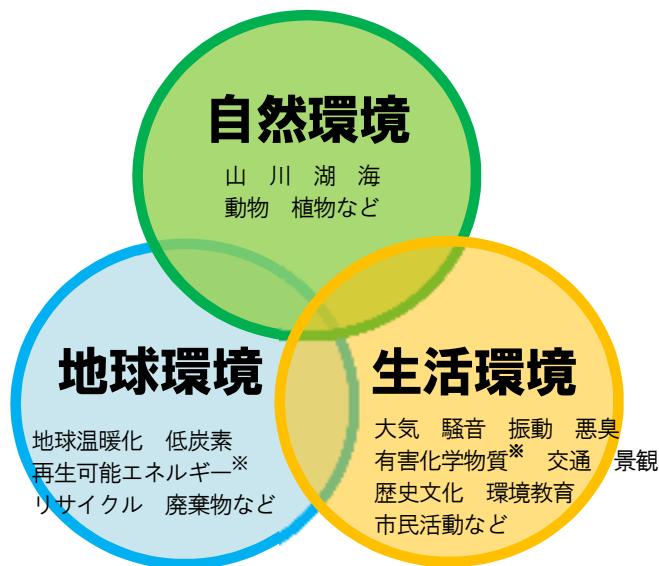
また、国の環境基本計画や県の環境総合計画をはじめ、本市が進めるまちづくり上位計画や環境関連計画との整合を図りながら推進していくものです。



4. 計画の範囲

本計画の対象とする地域は小松市全域とし、対象者は、小松市民、市内の事業者、市を主体とし、市外からの通勤者や通学者、観光客など市内に来訪する全ての人とします。

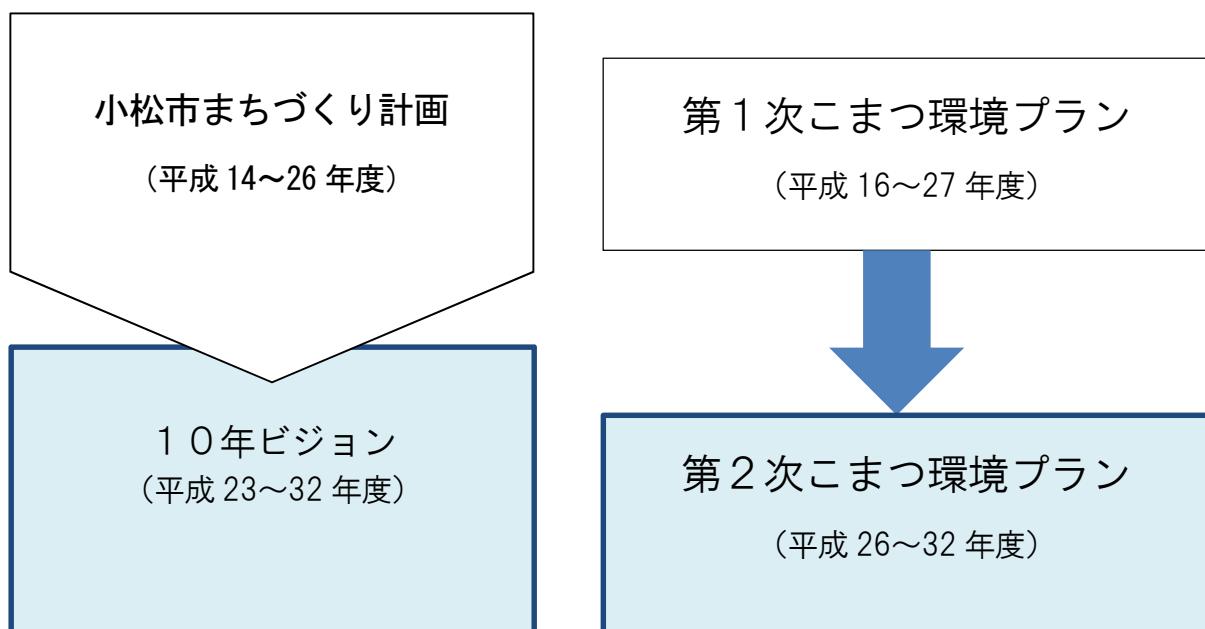
また、対象とする環境の範囲は、市民の生活や事業者の社会・経済活動に関わる環境要素として次のとおりとします。



5. 計画の期間

本プランの計画期間は、目標年度を平成 32 年度（2020 年度）とする概ね 7 年間とします。

なお、小松市まちづくり計画、10 年ビジョン等のまちづくり上位計画や環境関連計画、社会情勢、科学技術の進歩等の変化に合わせ、他の計画と調整を図りつつ、適宜見直しを図っていくものとします。



第2章 第1次こまつ環境プランの進捗状況

1. 主な取り組み

●ごみダイエット大作戦“トリプル30”

市民・事業者・行政が協力して、平成22年からの3年間で、3つの区分（集積所から収集されるごみ、美化センターに持ち込まれるごみ、事業所からのごみ）の可燃ごみを平成20年度比30%削減することを目標にごみ減量化事業を実施しています。



生ごみ一絞り運動

・“3 バッグ”運動

毎年実施しているごみ質調査の結果より、可燃ごみの中に紙ごみ、容器包装プラスチック類、生ごみが多く含まれていることから、「紙」にバック・「肩」にバッグ・「土」にバックの“3バック運動”を実施しています。



・古紙リサイクルステーションの設置

毎月1回の各町内での資源ごみ（古紙）の回収以外に市内3ヶ所に「古紙リサイクルステーション」（こまつ育成会福祉サービスセンター、小松サン・アビリティーズ、松陽地区体育館）を設けています。一度に大量に紙ごみが出たり、毎月の紙収集日に出し忘れた場合でも持ち込むことができるようになっています。

・剪定枝・木くず等のリサイクルの開始

平成24年7月から環境美化センターに持ち込まれる剪定枝等について、処理業者と協働してリサイクルを実施しています。

・分別区分の変更と大型ごみの有償個別収集開始

平成22年10月より月1回収集していた「もやすごみ」を廃止し、新しく「破碎ごみ」の区分を新設しました。また、年2回収集の「大型ごみ」について、リユースを促進するため、品目を指定して希望者からの申込制による有償個別収集を開始しています。

・その他

- ・学校施設等での生ごみ堆肥化の促進
- ・生ごみ処理機・コンポスト※等設置事業補助金

●KEMS(ケムズ)※の着実な推進

平成22年4月の改正省エネルギー法の施行に伴い、地方公共団体においても企業と同様にエネルギー管理を行うことが義務付けられました。これまで実施してきたISO14001※と業務が重複する部分が発生することから、本市独自の環境マネジメントシステム※として「小松市役所環境マネジメントシステム」(Komatsu Environment Management-System)に移行・導入しています。

- ・計画期間 平成22～26年度（5年間）
- ・低減目標 電気使用量、コピーカウンター数、ガソリン使用量：平成21年度比30%削減

●再生可能エネルギーの普及促進

地球温暖化防止対策の一環として、市内の住宅に太陽光発電システムを設置する方に対し、設置費の一部を助成しています。

また、小中学校を中心に太陽光発電システムを設置し、環境教育の教材としての活用や環境負荷※低減に努めています。



日末小学校太陽光発電

●小松市環境保全施設整備資金融資制度

工場や事業所などがその事業活動によって発生する公害を防止するため、または太陽光発電設備や低公害車※の導入、雨水タンクなど環境への負荷を低減するために、施設などの整備を行う場合、整備に要する資金を融資しています。



わがまち美化ピカ隊

●わがまち美化ピカ隊

市が管理する道路、公園緑地その他公共の施設の清掃活動のお手伝いを町内会、企業、グループ団体の協力により小松のまちを一緒に美しくしていくこうという取り組みです。

自分たちのまちを自分たちの手できれいにすることで、地域の連帯感が向上し、地域への愛着も深まることがあります。「わがまち美化ピカ隊」の参加と登録を呼びかけています。

●We enjoy ECO!! エンジョイエコまつり

環境月間である6月に毎年「エンジョイエコまつり」を開催しています。太陽光で走るエコトレイン体験や小水力※エネルギーの紹介など、ステージでは市内の保育園や小学校のブラスバンド演奏を自分たちのエコ活動の紹介を交えて行っております。イベントにより「We enjoy ECO!!」を呼びかけ、エコに親しみ、関心を持っていただくための環境意識の啓発を行っています。



エンジョイエコまつり

2. こまつ環境プラン集中行動計画の数値目標に対する実績

平成 22 年 5 月に策定された「こまつ環境プラン集中行動計画」（平成 22～24 年度）による数値目標及びその実績は次のとおりです。

こまつ環境プラン集中行動計画（数値目標及び平成 24 年度末実績）

項目	目標	実績	備考
①木場潟の来場者数	640,000 人	607,970 人	
②木場潟の C O D*	6.5 mg/リッル	8.5 mg/リッル	
③可燃ごみの排出量	△30%	△9.0%	H20 年度比
④リサイクル率	24%	15.8%	
⑤わがまち美化ピカ隊	100 隊	54 隊	
⑥世帯当たり電力使用量	△15%	△11.6%	H20 年度比 実績は H23 年度末
⑦世帯当たり上水道使用量	△15%	△10.4%	H20 年度比
⑧住宅用太陽光発電設置数	1,000 基	1,125 基	

第2編

第2次こまつ環境プランが
目指すもの

第1章

第2次こまつ環境プランの基本方針

1. 望ましい環境像

第2次こまつ環境プランでは、本市の望ましい環境像を掲げ、3つの基本目標の実現に向けて取り組んでいきます。

～良好な環境を次世代へ～
”自然と共生するエコロジー*こまつ”



【基本目標1】 環境王国*こまつの魅力アップ

豊かな里山・里海*環境の保全・再生に努め、「安全・安心・本物」が提供できる環境づくりを推進します。



【基本目標2】 持続可能な社会の推進

地球にやさしい地域を目指して、循環型・低炭素型のまちづくりを推進します。

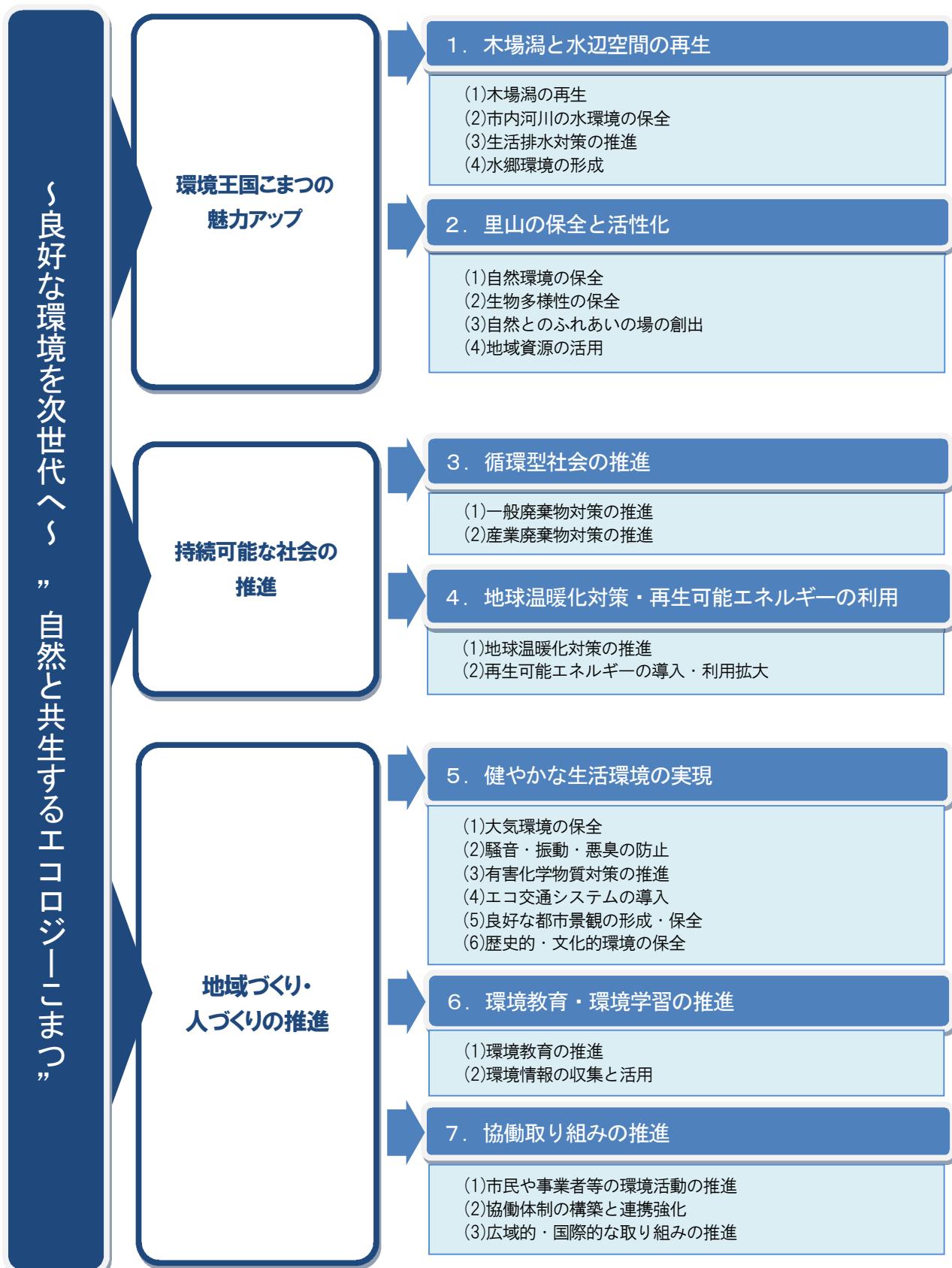


【基本目標3】 地域づくり・人づくりの推進

市民総ぐみの活動の強化を図るとともに、国内外に向けた情報発信を行います。

2. 施策の体系

3つの基本目標を達成するため、施策の体系を掲げます。



第2章 戰略プロジェクト

1. 戰略プロジェクトの位置づけ

市民、事業者、行政が連携を図りながら、発案あるいは政策を具現化し、本市環境施策への独自の取り組みについて「戦略プロジェクト」として位置づけ、こまつ環境パートナーシップを中心に積極的かつ着実な取り組みを進めます。

なお、戦略プロジェクトに位置付けられた取り組みについては、進捗状況の把握及び見直しを実施するとともに、新たな取り組みが必要となった場合は、戦略プロジェクトとして隨時追加していきます。



2. 戰略プロジェクトの展開

《戦略1》

五感指標による水辺調査プロジェクト

(取り組み方針)

これまで木場潟の環境指標[※]として、CODや窒素、リンなどの水質データを用いてきました。

今後は、新たな指標として、人間の感覚をものさしとした「五感指標による水辺調査」を展開し、水辺への関心を高めるとともに環境保全の取り組みを評価していきます。

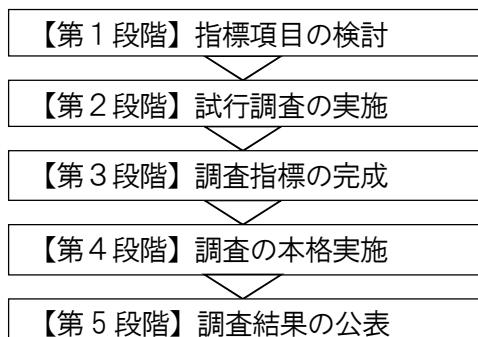
(取り組み目標)

項目	現状 (H24 年度)	将来 (H32 年度)
五感指標水辺調査	—	好感度 80%

(取り組み内容)

●五感指標による水辺調査の実施

- ・五感指標によるアンケート調査の実施



五感指標の一例

視覚	美観、景観、眺め
聴覚	鳥、虫など生物の声
嗅覚	香り、におい
味覚	魚、植物
触覚	湖水の感触、感覚



《戦略2》

里山・里海の拠点づくりプロジェクト

(取り組み方針)

小松市の約7割を森林が占めています。しかしながら、社会経済活動の大きな変化から人々の営みは里山から遠ざかり、樹林の更新が滞り、里山は荒廃し、鳥獣被害なども数多く見られるようになりました。

このような中で、里山保全を始め、里山自然学校を拠点にした自然体験活動などにより里山の再生、活性化を目指した取り組みが開始しております。

今後さらに里山から里海（川、木場潟、海）まで、市民の交流を育む拠点づくりを進めるとともに、ネットワーク化を図り、地域資源の地産地消※による地域経済の活性化と地域の魅力を向上させます。

(取り組み目標)

項目	現状 (H24年度)	将来 (H32年度)
里山・里海拠点施設指定数	—	20箇所

(取り組み内容)

●里山・里海拠点施設の指定

- ・キノコ、タケノコ、山菜、魚介類、薪等の農林水産物の販売
- ・里山、里海地域の観光スポットの案内・情報発信
- ・エコツーリズム※の拠点 等

(里山における例)



里山地域の観光スポットの紹介

エコツーリズムの拠点

《戦略3》

スマートシティこまつプロジェクト

(取り組み方針)

再生可能エネルギーや電気自動車などハイテク技術の導入を積極的に進めていくとともに、自転車利用の促進などローテクにも着目した環境にやさしい多様な施策を進め、市民のエネルギーに関する理解を深めるとともに、その魅力で誘客を図るまちづくりを推進していきます。

(取り組み目標)

項目	現状	将来 (H32 年度)
C O ₂ 削減率 (H20 年度比)	△16.2% (H22 年度)	△30.0%
世帯当たり電力使用量 (H20 年度比)	△11.6% (H23 年度)	△15.0%

(取り組み内容)

●再生可能エネルギーの導入・普及の推進

- ・公共施設への再生可能エネルギーの導入
- ・住宅への再生可能エネルギーの導入支援



スマートシティの推進

●次世代交通車両の普及の推進

- ・公用車への率先導入
- ・住宅用充電器設置への助成
- ・EVバス※の導入

●木質バイオマス※ストーブなど環境配慮型製品の普及促進

- ・住宅用環境配慮型製品の導入支援

●自転車利用の促進

- ・地域コミュニティ※活動等による自転車利用の促進
- ・観光地や市街地でのコミュニティサイクル（レンタサイクル）の形成充実



自転車の利用促進

●熱回収施設の建設

- ・熱回収機能による廃棄物発電※及び余熱利用

●木質バイオマスエネルギーの活用

- ・間伐材※や広葉樹の皆伐による地域資源の活用

《戦略4》

市民11万人“エンジョイ・エコ”プロジェクト

(取り組み方針)

昭和40年代頃、市内のあるところに西瓜の皮が軒下に干されている光景がありました。市民が夏に好んで食べた西瓜の皮に多くの水分が含まれていたため“天日干し”で軽くして、ごみ焼却施設の能力不足を補てんするという“生活の知恵”と“市民の協力”がありました。

今では、このような光景を見ることは少なくなりましたが、市民一人ひとりの心がけでごみ問題を解決した経験を再認識し、“市民11万人総参加”を合言葉に実践的な環境行動に取り組んでいきます。

(取り組み目標)

項目	現状 (H24年度)	将来 (H32年度)
可燃ごみ排出量削減率 (H20年比)	△9%	△50%

(取り組み内容)

●生ごみ “ひと干し・ひと絞り・ひと肥やし”運動の推進（家庭系生ごみの減量化・資源化）

- ・コンポスト、生ごみ処理機設置補助事業
- ・ぼかし※の推進や廃食油利用の粉石けん及びリサイクル燃料（BDF燃料）の精製
- ・生ごみコンポスト使い方読本の作成・配布
- ・エコクッキング※講座の開催
- ・モニターファミリー“ごみダイエット50%Off”大作戦



●DM封筒など古紙ダイエット大作戦（家庭系古紙の資源化）

- ・古紙資源化の徹底
- ・古紙リサイクルステーションの利用推進

●市民11万人“エンジョイ・エコ”十箇条の推進

- ・誰でも気軽に取り組める「十箇条」を設定して取り組みます。



市民11万人“エンジョイ・エコ”十箇条(一例)

- 一、冷房28°C、暖房20°Cを守るべし
- 二、照明はこまめに消し、就寝時は主電源を切るべし
- 三、食材を買うときは、地元産のものを選んで買うべし
- 四、自動車を運転するときは、エコドライブ※を心がけるべし
- 五、節水に努めるべし
- 六、詰替え商品や簡易包装品などを優先的に購入するべし
- 七、ゴミを分別し、リサイクルするべし
- 八、使いきる、食べきることで食品のムダをなくすべし
- 九、生ごみは、水切りをしてから捨てるべし
- 十、コンポストでたい肥を作るべし

《戦略5》

三世代環境教育推進プロジェクト

(取り組み方針)

世界の様々な危機的な問題を解決に導くムーブメントとして、ユネスコを中心に「持続可能な開発のための教育」（E S D^{*} : education for sustainable development）が取り組まれています。

人と自然との共生に向け、良好な環境を次世代へ継承していくために、本市の未来を担う子供たちを核に親や祖父母へと三世代に広がる環境教育の輪を推進していきます。

(取り組み目標)

項目	現状 (H24 年度)	将来 (H32 年度)
自然体験・環境保全活動等の年間参加者数	7,750 人	20,000 人

(取り組み内容)

●三世代環境教育の推進

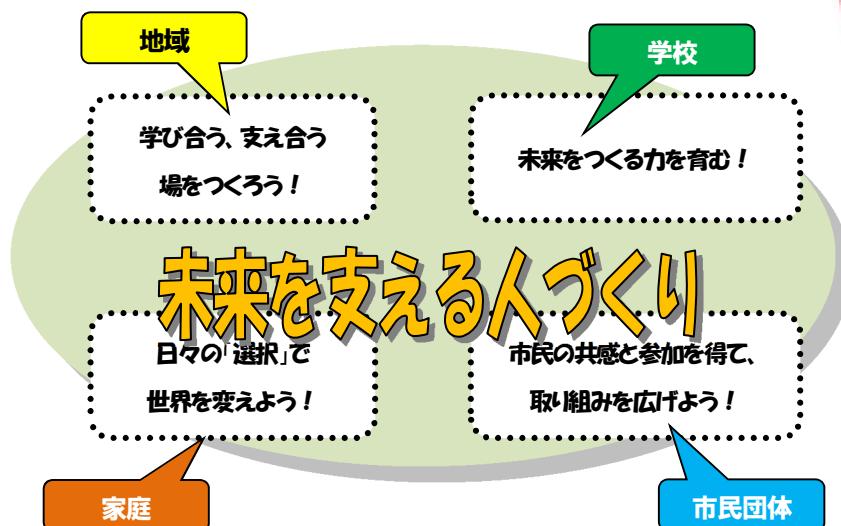
- ・楽しみながら行える環境調査や自然体験学習の推進
 - ・小中学校における総合学習での環境教育の積極的導入
 - ・こまつ環境教育副読本の制作
- 小、中学生を対象に小松市内を題材とした環境について、総合学習の一環として学べるテキストを小学校低学年・中學年・高学年、中学生用ごとに制作及び配布。



家族ぐるみの環境教育



こまつ環境教育副読本



参考：E S Dユネスコ世界会議あいち・なごや支援実行委員会パンフレット

第3章 数値目標

本計画の進捗状況を点検・評価するため、具体的な目標年度及び目標値を掲げ、この目標を達成するよう各取り組みを進めていきます。

施策の方針	項目	現況値 (H24 年度)	目標値 (H32 年度)	備考
木場潟と水辺空間の再生	木場潟のC O D	8.5 mg/リッル	5.0±1 mg/リッル	※1
	五感指標水辺調査	—	好感度 80%	※2
	木場潟年間来場者数	60.8 万人	100 万人	※3
里山の保全と活性化	エコ農業者※の認定者数 (累計)	224 人	321 人	※4 現況値 H23 年度
	里山・里海拠点施設指定数	—	20 箇所	※5
循環型社会の推進	可燃ごみ排出量削減率	△9%	△50%	※6 H20 年度比
	コンポスト等の補助件数 (累計)	1,371 件	2,000 件	※7
	一般廃棄物リサイクル率	15.8%	30.0%	※8
地球温暖化対策・再生可能エネルギーの利用	世帯当たり電力使用量	△11.6%	△15.0%	※9 H20 年度比 現況値 H23 年度
	世帯当たり上水道使用量	△10.4%	△15.0%	※10 H20 年度比
	C O ₂ 削減率	△16.2%	△30.0%	※11 H20 年度比 現況値 H22 年度
健やかな生活環境の実現	木場潟花の彩り整備の面積	1,390 m ²	4,600 m ²	※12 現況値 H23 年度
環境教育・環境学習の推進	自然体験・環境保全活動等の年間参加者数	7,750 人	20,000 人	※13
協働取り組みの推進	わがまち美化ピカ隊数	54 隊	300 隊	※14

(目標値設定根拠)

- ※1 石川県公共用水域[※]水質測定結果（75%値）
参考：農業用水基準（6.0 mg/リットル以下） 湖沼B（5.0 mg/リットル以下）
- ※2 アンケート調査による好感度
- ※3 (公財)木場潟公園協会調査の公園利用者数
目標値は「水郷2020ネットアクションプラン」の設定値
- ※4 石川県の認定者数
目標値は「水郷2020ネットアクションプラン」の設定値
- ※5 小松市の指定数
- ※6 可燃ごみ処理量の平成20年度比削減率
目標値は10年ビジョンの設定値
- ※7 生ごみ処理機・コンポスト等設置事業補助件数（累計）
- ※8 資源ごみ等におけるリサイクル率
目標値は「10年ビジョン」の設定値
- ※9 小松市統計書「電灯契約口数・使用電力量」中の従量電灯A・B等を世帯数で除した値の平成20年度比率
目標値は「こまつ環境プラン集中行動計画」の数値を継続
- ※10 小松市統計書「上水道使用量」中の専用栓一般用を世帯数で除した値の平成20年度比率
目標値は「こまつ環境プラン集中行動計画」の数値を継続
- ※11 小松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における平成20年度比設定値
- ※12 「木場潟花の彩り整備事業計画書」の整備面積
目標値は「水郷2020ネットアクションプラン」の設定値
- ※13 こまつ環境パートナーシップ事業、環境王国こまつ自然環境保全活動体験、木場潟でのヨシ刈り、クリーン作戦、緑の少年団^{*}の参加者の合計数
- ※14 参加申出登録数

第3編

第2次こまつ環境プランの 施策の展開

基本目標1 環境王国こまつの魅力アップ

豊かな里山・里海環境の保全・再生に努め、「安全・安心・本物」が提供できる環境づくりを推進します。



第1章 木場潟と水辺空間の再生

木場潟は、本市の西部に位置し、かつては今江潟、柴山潟とともに「加賀三湖」と呼ばれています。湖面に日本三名山の一つ靈峰白山を映すその景観は、水郷の楽園であったといわれています。

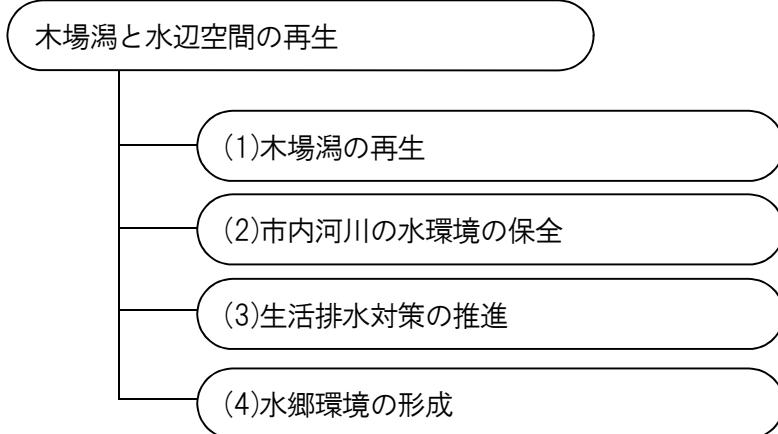
木場潟は洪水調節、かんがい用水源として利用されてきましたが、ほとんど自然状態のままで残されている石川県唯一の潟であり、ウォーキング、野鳥の生息地、ヘラブナの釣り場として多くの人々に親しまれています。

また、梯川は、白山山系大日山連峰の鈴ヶ岳に源を発し日本海へと注ぐ、流域面積 271km²、延長 42km の一級河川です。上流部の赤瀬ダム周辺には公園などが整備され、散策やレクリエーションなどに利用されており、清らかな水と奇岩が連なる荒俣峡などの景勝地は自然探勝などに利用されています。下流部は、小松市街地における貴重なオープンスペースとして、水辺空間を生かしたレガッタ大会をはじめ、四季を通じて、釣りや散策などの利用が盛んです。

さらに、歌舞伎十八番「勧進帳」の舞台で有名な安宅の関跡がある安宅海岸は、日本海に面しており、本市は里山から里海につながった自然環境を有する地域となっています。

このような水辺空間を活かした取り組みから、小松市は国土交通省が認定する「水の郷百選」に選ばれています。

施策の体系



木場潟公園ビオパーク

(1)木場潟の再生

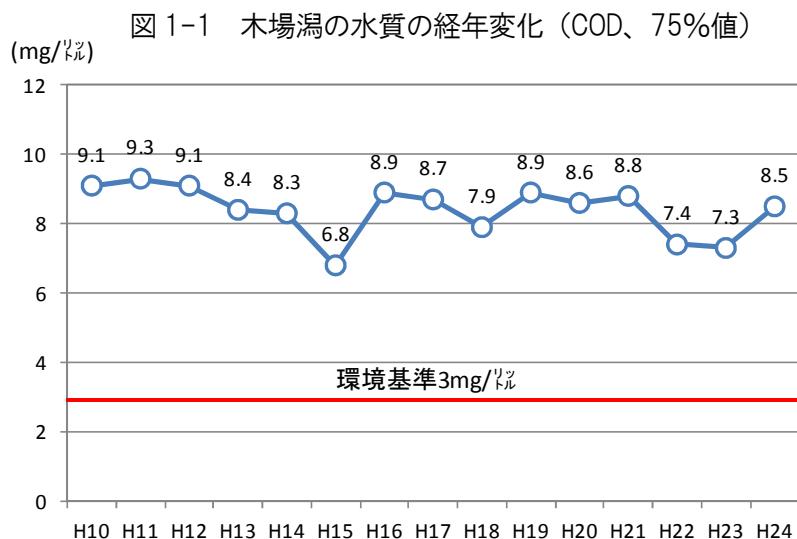
■現状と課題

木場潟は平均水深が浅く、水の出入りが不十分な閉鎖性水域^{*}であり、流域人口の増加に伴い、水質汚濁が進み、水質改善を図ることが課題となっています。

このため、木場潟流域は平成5年5月に石川県により「生活排水対策重点地域」の指定を受け、翌年3月に「水郷の里の復活－木場潟流域生活排水対策推進計画」が策定され、下水道普及促進事業や水質浄化啓発事業が積極的に実施されてきました。

しかし、この計画をはじめとする種々の施策や流域住民及び市民団体が努力を重ねてきましたが、目標とする環境基準^{**}（COD=3mg/リットル以下）は達成できていないのが実情です。（図1-1）

一方、最近では、ヨシ刈りボランティアや木場潟クリーン作戦など、木場潟を美しい水郷の里に再生するための取り組みがはじまっています。平成23年8月には、こまつ水郷2020ネットが設立され、水環境保全や水辺景観づくりが盛んに進められています。今後は、多様な視点で環境改善を進めていくとともに、その評価方法についても検討していくことが求められています。



資料：平成24年度 公用用水域及び地下水の水質測定結果報告書（石川県）

表1-1 木場潟の水質と環境基準（生活環境項目）

木場潟の水質と環境基準(生活環境項目)

小松市の環境 平成24年度(平成23年度 公用用水域及び地下水の水質測定結果報告書)

測定地点 及び類型	水素イオン濃度※ (pH [※])	化学的酸素要求量※ (COD、mg/リットル)	浮遊物質量※ (SS [※] 、mg/リットル)	溶存酸素量※ (DO [※] 、mg/リットル)	大腸菌群数※ (MPN/100mL)
木場潟 中央	最小値:6.9 最大値:9.8	最小値:3.0 最大値:12 平均値:6.8 75%値:8.5	最小値: 6 最大値:34 平均値:15	最小値: 8.7 最大値:13 平均値:11	最小値:1.3x10 ² 最大値:9.2x10 ⁴ 平均値:1.2x10 ⁴
A	6.5 以上 8.5 以下	3 以下	5 以下	7 以上	1,000 以下

資料：平成24年度 公用用水域及び地下水の水質測定結果報告書（石川県）
環境省告示第59号（昭和46年12月28日）

■取り組み方針

水郷のシンボル、木場潟の環境保全活動を促進し、木場潟の再生に努めます。

◇木場潟再生の推進

- ・ふるさとの宝である「木場潟」の再生を目指し、消波堤設置による水草復活、木場潟クリーン作戦、ヨシ刈りなど、環境保全活動を継続・推進します。

◇木場潟の環境調査の実施（戦略1：五感指標による水辺調査プロジェクト）

- ・人間の感覚をものさしにしながら、「五感指標による水辺調査」を新たに展開し、水辺環境保全の取り組みを評価していきます。
- ・継続的に木場潟の水質調査や生態系※調査を実施し、その調査結果の情報公開を行うとともに、水質改善に取り組みます。

◇水質浄化の取り組み

- ・企業や高等教育機関と連携し、効果的な浄化手法の検討・選定を行い、水質浄化に取り組んでいきます。

◇環境学習・啓発活動の推進

- ・木場潟やメダカハウスを舞台に子供から大人まで体験して学ぶ水環境学習を推進します。

■役割分担

（市民）

- ・木場潟の環境学習に参加し、木場潟の水辺環境に関心を持ちます。
- ・ヨシ刈りや木場潟クリーン作戦など環境保全ボランティア活動に参加します。
- ・下水道への接続、合併処理浄化槽※の設置など木場潟を汚さないように努めます。

（事業者）

- ・木場潟の水辺環境に関心を持ちます。
- ・法令等を遵守し、事業活動における排水を適正に処理します。

（市）

- ・水質・生態調査などを継続的に実施するとともに、新たな視点を入れた環境調査を取り入れ、市民に対して積極的に情報発信を行います。
- ・市民や事業所との水環境学習や啓発活動の実施・協働を進めます。
- ・木場潟流域の下水道や合併処理浄化槽などの普及促進を図ります。
- ・高等教育機関と連携し、汚染原因を特定するとともに、水質浄化策の立案に取り組みます。



木場潟ヨシ刈りボランティア

水質浄化と生態系保全のため、こまつ環境パートナーシップ木場潟再生プロジェクトが協力を呼び掛け、木場潟周辺八町や企業、学生、自衛隊などのボランティアでヨシ刈りを実施している。

(毎年 11 月実施 参加者約 350 名)



木場潟ヨシ刈りボランティア

木場潟クリーン作戦

小松水辺クリーンデーに合わせて実施される木場潟クリーン作戦は、木場潟周辺八町で構成される「木場潟を美しくする会」が中心となって、ボランティアの協力を呼び掛け、清掃活動を実施している。

(毎年 3 月実施 参加者約 1,300 名)



小松水辺クリーンデー

ビオパーク

木場潟「水と緑のふれあいパーク（ビオパーク）」とは、クレソンなどの野菜やワスレナグサなどの花を栽培、収穫しながら水中の濁りの原因（浮遊物質、植物プランクトン、チツソ、リンなど）を植物の力により取り出す、水質浄化施設です。

ここでは、木場潟の水を 1 日に約 2,400 トン汲み上げ、浄化しています。なお、クレソンなどの管理は一般の人々の協力により行っています。

資料：石川「水文化」の創造（豊かな自然の水辺を）ビオパーク（石川県HPより）



(2)市内河川の水環境の保全

■現状と課題

小松市では、市内を流れる主要な河川である梯川・郷谷川・光谷川・前川・日用川・古川の6河川18地点、木場潟1地点と加賀沿岸海域2地点の計21地点において石川県と国土交通省により定期的に水質測定が行われています。

また、本市独自で小河川16地点、木場潟流域排水路16地点の合計32地点の水質測定を行つており、水質汚濁の状況把握に努めるとともに、関係機関と連携を取りながら公共用水域の水質改善に努めています。

平成24年度の石川県水質測定結果によると、人の健康の保護に関する項目（カドミウムなど27項目）については、いずれも環境基準を達成しており、生活環境の保全に関する項目（BOD※など9項目）についても、梯川上・下流、郷谷川では環境基準を達成しているものの、木場潟の下流にある前川では未達成となっており、水質改善に向けた対策強化が課題となっています。
(図1-2)



梯川

図 1-2 小松市の河川水質状況及び環境基準点におけるBODの推移（75%値）

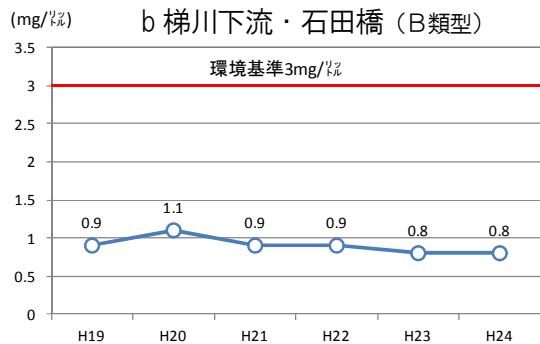
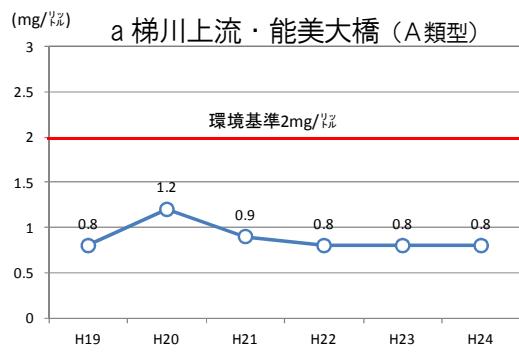
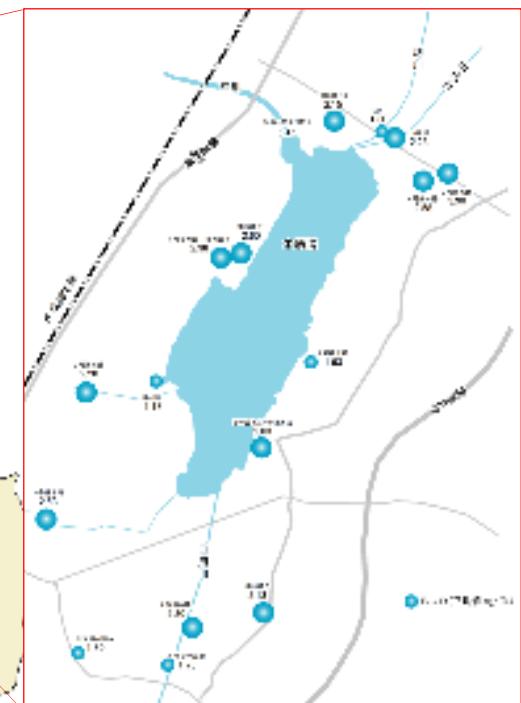
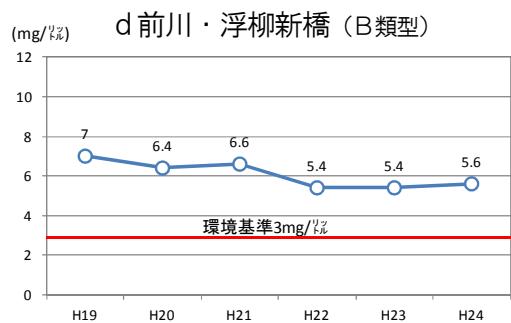
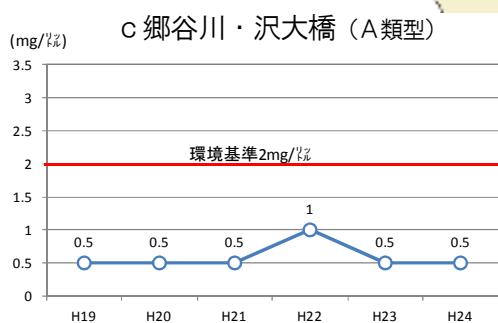


図 1-3 木場潟周辺の BOD 水質状況（平均値）



資料：小松市環境推進課調べ（平成 24 年度）



資料：平成 24 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書（石川県）

表 1-2 環境基準点の測定結果

水域名	測定地点	類型	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量※ (BOD、mg/ドル)	浮遊物質量 (SS、mg/L)	溶存酸素量 (DO、mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
梯川上流	能美大橋	A	最小値:6.7 最大値:7.5	最小値:<0.5 最大値:1.3 平均値:0.7 75%値:0.8	最小値:2 最大値:20 平均値:5	最小値:8.2 最大値:13 平均値:10	最小値:3.3×10 最大値:3.3×10 ⁴ 平均値:3.7×10 ³
梯川下流	石田橋	B	最小値:6.6 最大値:7.5	最小値:<0.5 最大値:1.1 平均値:0.7 75%値:0.8	最小値:2 最大値:7 平均値:5	最小値:7.3 最大値:12 平均値:9.7	最小値:1.7×10 ² 最大値:4.9×10 ³ 平均値:2.4×10 ³
郷谷川	沢大橋	A	最小値:6.8 最大値:7.1	最小値:<0.5 最大値:1.1 平均値:0.6 75%値:0.5	最小値:<1 最大値:4 平均値:1	最小値:8.9 最大値:13 平均値:11	最小値:2.3×10 最大値:3.0×10 ³ 平均値:3.0×10 ²
前川	浮柳新橋	B	最小値:6.9 最大値:9.6	最小値:1.4 最大値:9.6 平均値:4.0 75%値:5.6	最小値:6 最大値:34 平均値:15	最小値:6.3 最大値:14 平均値:10	最小値:1.7×10 ³ 最大値:1.6×10 ⁵ 平均値:1.9×10 ⁴

資料：平成 24 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書（石川県）

表 1-3 河川の水質環境基準（生活環境項目）

類型	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下

資料：環境省告示第 59 号（昭和 46 年 12 月 28 日）

■取り組み方針

市内河川の水環境の保全に努め、潤いのある河川や水路などの水辺空間づくりを目指します。

◇ふるさとの清流保全

- ・健全な水環境の保全に取り組みます。

◇河川・水路の美化活動の推進

- ・河川・水路の保全や美化活動の推進を図ります。

■役割分担

(市 民)

- ・ふるさとの清流を取り戻すための活動に参加します。
- ・地域の河川や水路沿いの美化に努めます。

(事業者)

- ・工場排水などの水質を監視し水質改善に努めます。
- ・ふるさとの清流を取り戻すための活動に参加します。
- ・河川沿いの美化活動に協力します。

(市)

- ・水質調査により水環境を監視します。
- ・水環境保全を啓発し、市民や事業者が取り組む美化活動を支援します。



(3)生活排水対策の推進

■現状と課題

本市の下水道、コミュニティプラント※、農業集落排水施設※、合併処理浄化槽を含めた汚水処理普及率は年々増加し、平成24年度で85.2%となっています。しかし、石川県平均を下回っています。（図1-3）

処理施設別生活排水の排出状況をみると、平成24年度では下水道が50.9%、コミュニティプラントが1.9%、合併処理槽が9.0%、農業集落排水施設が5.9%となっていますが、一方、非水洗化は市全体で32.3%（35,283人）を占め、木場潟流域では約3割となっています。（図1-4）

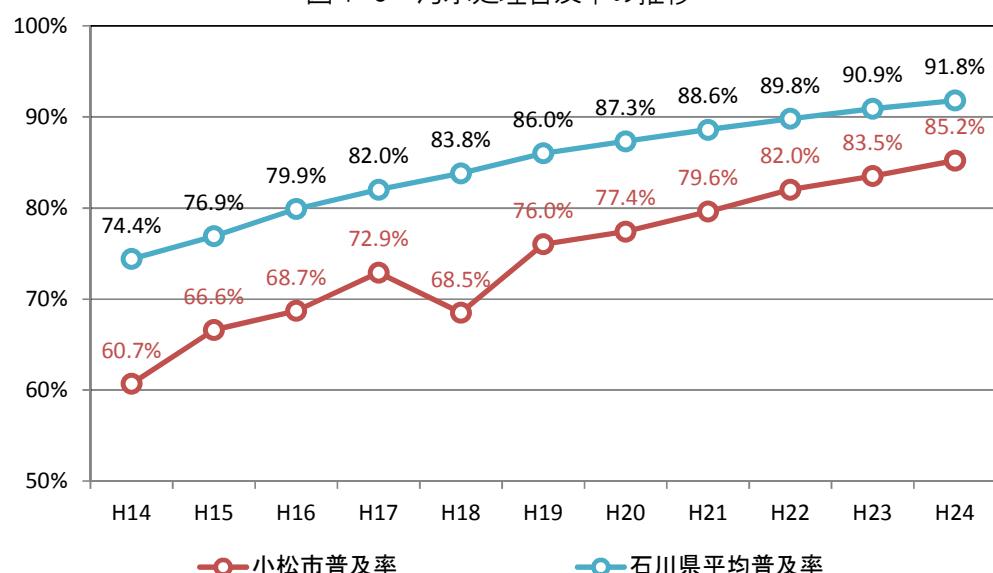
生活排水対策では、日常から一人ひとりの水環境を守るための心がけが重要です。木場潟や市内の河川の水質保全、生活環境の改善のためには、市民に対して生活排水の適正な処理を啓発するとともに、汚水処理普及率100%の早期実現を目指した各種施策や取り組みを積極的に推進していくことが必要です。

表1-4 生活排水の処理主体

処理施設の種類		対象となる生活排水の種類	処理主体
下水道	流域関連公共下水道	し尿及び生活雑排水	石川県
	公共下水道		小松市
コミュニティプラント			小松市
合併処理浄化槽			個人など
農業集落排水施設			小松市
単独処理浄化槽	し尿		個人など
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥		小松加賀環境衛生事務組合

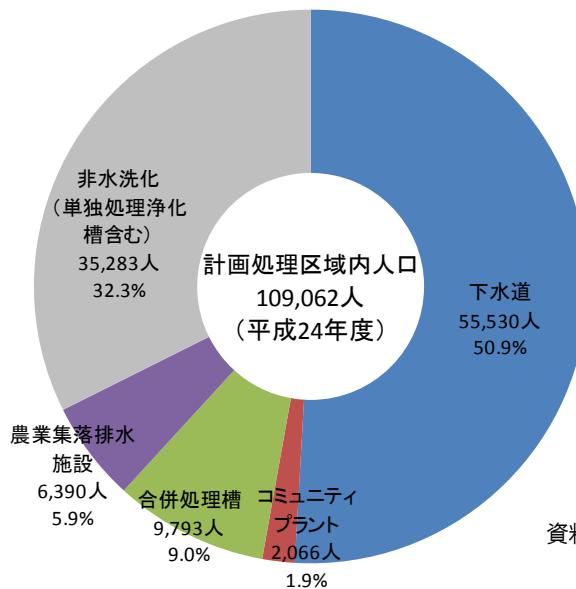
資料：平成24年度 小松市の環境（小松市）

図1-3 汚水処理普及率の推移



資料：平成24年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書（石川県）

図 1-4 処理施設別生活排水の排出状況



資料：小松市上下水道建設課調べ

■取り組み方針

木場潟・市内河川の水質汚濁を抑制するため、生活排水対策の普及推進を図り、水質浄化対策の強化を図ります。

◇生活排水対策

- ・市民の下水道への接続意識の向上を図り、より一層の普及を促進します。
- ・公共下水道や排水施設の整備を推進します。
- ・生活排水対策の学習会を開催し、河川や潟の水質浄化意識の向上を図ります。

■役割分担

(市 民)

- ・下水道への接続や合併処理浄化槽の設置などに努めます。
- ・環境に負荷のかかる洗剤や油を流さないように努めます。
- ・生活排水対策学習会などに参加します。

(事業者)

- ・法令等を遵守し、事業活動における排水を適正に処理します。

(市)

- ・下水道整備を推進するとともに、接続率向上の促進に努めます。
- ・合併処理浄化槽のPRと普及に努めます。
- ・生活排水対策に関する正しい知識を提供します。
- ・生活排水対策学習会を開催します。

(4)水郷環境の形成

■現状と課題

本市は、奥山・里山から里海に至るまで変化に富んだ魅力ある自然環境を有しており、靈峰白山を源流とする「水」が河川や水路、農業用水路など幾筋にも張り巡らされており、あらゆる動植物に潤いをもたらしています。

私たちは、日常生活において必須の物質である「水」に感謝し、豊かな自然環境を農林水産業、新産業、教育、文化などを活かして交流拡大につなげるとともに、後世に引き継ぐことが求められています。

平成23年8月に小松の豊かな水郷を活かした地域づくりに取り組む団体と行政が連携・協力し、地域資源の保全と地域振興に結びつく観光資源の掘り起こしなどを行うことで、水郷の魅力創出や交流人口の拡大につなげるとともに、地域の水と緑の空間を次世代に引き継ぐことを目的に「こまつ水郷2020ネット（にこにこネット）」が組織され、その後、「こまつ水郷2020ネットアクションプラン」が策定されました。

これを契機に多くの市民団体がそれぞれの地域において、先人から受け継いできた水辺の保全活動や水辺を活用したまちづくりがはじまっています。

表1-5 こまつ水郷2020ネット賛同団体（平成26年1月現在）

源流域	おおかわの会
	大杉谷川漁業協同組合
	大杉谷川をよみがえらせる会
	魚よみがえれ郷谷川再生プロジェクト
	新丸漁業協同組合
梯川流域	明日の小松をデザインする会
	梯川協議会
	小松ウォーキング協会
	九龍橋川を美しくする会
	小松東部土地改良区
前川流域	今江・まえがわまちづくり協議会
	「ウォーキングネット・前川」協議会
	(財)木場潟公園協会
	木場潟再生プロジェクト（こまつ環境パートナーシップ）
	木場潟を美しくする会（8町代表）
	小松市農業協同組合
	前川リバーパーク推進協議会
推進チーム	チームリアルこまつ
	小松市

山女の公開放流など／大日川上流

小松市南部の山間部にあり、大日川の最上流部の位置する新丸地区を中心に活動する新丸漁業協同組合は、漁場環境保全活動を実施しています。その一環として、山女の公開放流や釣り体験イベント等を開催し、釣り愛好家をはじめ、市内の子供たちも参加して、奥山の豊かな自然を体感しています。



資料：こまつ水郷 2020 ネット HP より

水郷の風情を感じる和舟体験／前川

前川沿線の地域つくりを継続的に発展させるため設立された「前川リバーパーク推進協議会」は、治水や内水対策について調査研究するとともに白山眺望や川面に映える景観を未来に向けて発展・発信していく取り組みが行われています。前川や石橋川の生物、水質調査を地元小学生と実施したり、和舟に乗ってのんびりとかつての船着場の遺構を見学するなど、水郷の風情を感じる体験イベントなどを開催しています。



資料：こまつ水郷 2020 ネット HP より

小松市民レガッタ／梯川

昭和 58 年に始まった小松市民レガッタはおよそ 30 年にわたって開催され、毎回 50 組程度の参加を得ており、河川を身近に感じられる取り組みとして市民に広く浸透しています。

河川改修により整備された広い水域での開催となってからは、3 つのレーンでのレース運営や、観戦者がスタートからゴールまで見渡すことができるようになるなど、たいへん盛況を博しています。ボート愛好者はもとより、レガッタ初心者の参加も多く、市民同士幅広い交流が図られるとともに、河川愛護精神の啓発・普及にも大いに貢献していることが言えます。



資料：小松市民レガッタ平成 24 年度事業実施報告書（社団法人 北陸建設弘済会）

■取り組み方針

水郷のまちとしての魅力を高めるため、自然環境について学ぶとともに、潤いのある水辺空間として再生・創造し、魅力ある自然環境・水郷景観を活かした活気あるまちづくりを進めます。

◇水辺空間の再生・創造

- ・豊かな自然や美しい景観、多様な動植物とふれあえるまちとして、更なる魅力向上と交流人口の拡大を目指し、様々な活動やイベント、空間づくりに取り組みます。

◇水郷景観 水と緑のネットワーク形成

- ・水と緑のオープンスペースとして、潤いと安らぎの場、レクリエーションと憩いの場として、水辺空間の整備を積極的に展開します。
- ・梯川、前川などの主要河川における水と緑の軸の形成や、海岸、河川緑地、木場潟公園、東部丘陵地などを結ぶ水と緑の豊かなネットワーク形成を図ります。

◇水環境・水生植物の学習

- ・身近な問題から地球規模の環境問題まで幅広く学び、持続可能なまちに努めます。

■役割分担

(市 民)

- ・水辺空間における様々な活動やイベント、講習会などに積極的に参加します。
- ・水辺空間を利用し、多様な動植物と触れ合うことで、水環境・水生植物について理解を深めます。

(事業者)

- ・水辺空間における様々な活動やイベント、講習会などに積極的に参加します。

(市)

- ・水や生き物と触れ合える親しみやすい多自然型水辺づくり*を推進します。
- ・四季の花の彩り整備に取り組み、心和む癒しの散策コースを整備します。
- ・白山眺望のビュースポットとして保全に努めます。
- ・多くの水生動物が生息し、子供たちがワクワクしながら水遊びができる川を増やします。
- ・稚魚放流や漁場の整備に取り組み、渓流釣りファンに選ばれる自然豊かな魅力ある漁場環境を維持します。
- ・梯川や前川などに、散策・健康づくりの「遊歩道」を整備します。
- ・こまつ水郷 2020 ネットの取り組みを支援します。



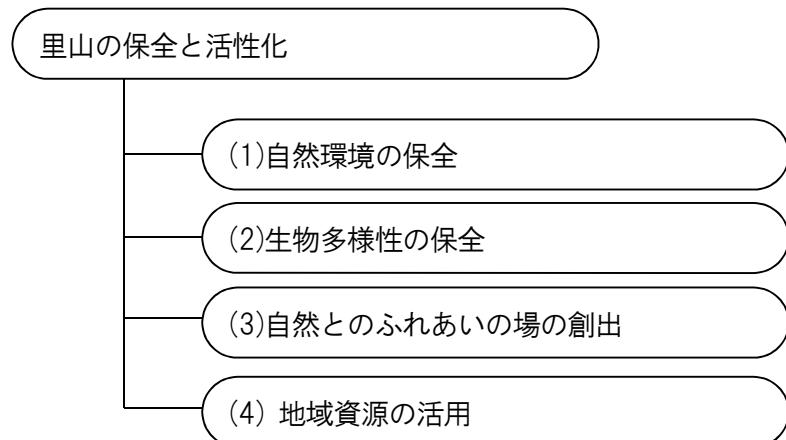
第2章 里山の保全と活性化

本市は、市域の7割程度が中山間地域で、市街地より東側に広がる里山ゾーンには、自慢できる様々な里山資源（食・希少な生き物※・木材・石材など）や人（職人・技術者）、文化（九谷焼など）があります。

このような豊かな自然環境、安心・安全で美味しい農林水産物、そしてそこに住む人と自然が共存している本市の特徴から、平成23年10月12日に全国では11番目、北陸三県の自治体としては初となる「環境王国」に認定されました。「環境王国」とは地域住民が築き上げたすぐれた自然環境と、農業のバランスが取れ、安心できる農産物の生産に適した環境の地域のことです。

市では、「環境王国こまつ」として、農林水産物の販売、加工にとどまらず、里山保全、観光、環境、定住など多方面にわたる取り組みを展開しています。

施策の体系



こまつの里山のシンボルの一つ「鞍掛山」

(1)自然環境の保全

■現状と課題

本市では、山間部において「獅子吼手取県立自然公園」と「山中・大日山県立自然公園」の2つの県立自然公園が指定されています。また、県自然環境保全地域として「鈴ヶ岳自然環境保全地域」と「観音下自然環境保全地域」が指定されています。（図2-1）こうした優れた自然環境には貴重な動植物が生息しています。

一方、雑木林や農地といった里山が広がる地域では、人との関わりの中で維持形成されてきた自然環境が広がっており、これからも継続的に保全・保護をしていく必要があります。

本市における森林面積は25,810haで、82.5%を占める民有林の内訳は、人工林が23.3%、天然林が56.9%、竹林が0.2%となっています。（図2-2）

また課題として林業経営の収益性の低下、林業労働力の減少をはじめ、地域の高齢化や不在地主の増加などにより、手入れ不足の森林が多くなっています。

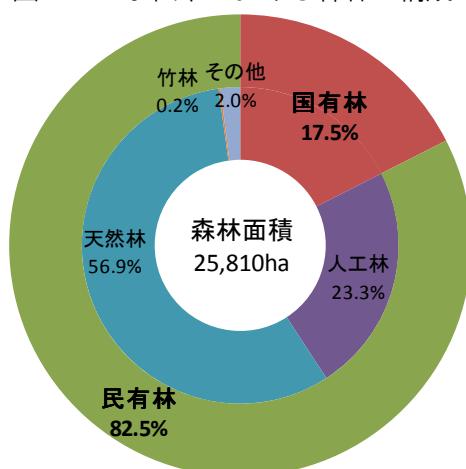
森林が持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、森林の整備・保全を行うとともに、森林資源である木材の利用促進を図るために、林業・木材産業の育成に取り組んでいくことが求められています。

図2-1 自然公園と自然環境保全地域の指定現況図



資料：平成24年度版石川県環境白書（石川県）

図2-2 小松市における森林の構成



資料：平成23年度石川県森林・林業要覧（石川県）

■取り組み方針

自然環境の保護に努めるとともに、荒廃した森林の適切な伐採や竹林の駆除を進め、健全な姿に保全し、保全のための普及・啓発活動に取り組みます。

◇適正な森林管理の推進

- ・県立自然公園や県自然環境保全地域に指定されている森林をはじめ、奥山の自然環境の保護に努めます。
- ・手入れ不足となっている人工林や天然林の適切な伐採を進めます。
- ・竹林の駆除などにより里山の保全を進めていきます。

◇里山保全の普及啓発の推進

- ・市民、事業所等によるボランティア活動や市の取り組みについて情報発信を行い、里山保全に対する普及啓発を図ります。

■役割分担

(市 民)

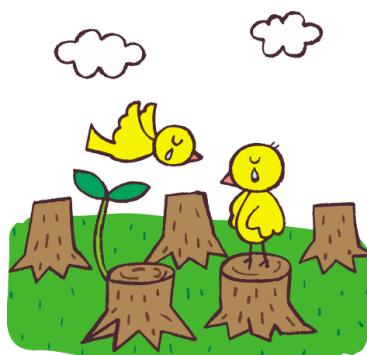
- ・身近な森林の保護・保全活動に積極的に参加します。
- ・山林の開発に際し、自然環境保全に努めます。
- ・下草刈り、苗木植樹など、森林の育林活動に参加します。

(事業者)

- ・身近な森林の保護・保全活動に積極的に参加します。
- ・山林の開発に際し、自然環境保全に努めます。
- ・下草刈り、苗木植樹など、森林の育林活動に参加します。

(市)

- ・森林整備の担い手を育成します。
- ・市民や事業所などの森林の育林活動を支援します。
- ・民有林の再生整備を支援します。
- ・県立自然公園や県自然環境保全地域に指定されている奥山の保護に努め、多面的機能の向上に努めます。



(2)生物多様性の保全

■現状と課題

小松市の最高峰である大日山（標高 1,368m）は、多種多様な動植物を育む県内でも有数の貴重な地域として県立自然公園に指定されています。同じく県立自然公園に指定されている「獅子吼手取県立自然公園」の約 1.2ha の湿地帯には、ミズバショウが群生しており、「横谷の湿地植生」として市指定の天然記念物に指定されています。（図 2-1）

また、鈴ヶ岳自然環境保全地域には、胸高直径 1m を超えるブナ林が見られ、動植物も豊かで生態系の安定した自然環境になっています。観音下自然環境保全地域にはスダジイの森があります。（図 2-1）

このように、本市は豊かな自然環境に恵まれ、それぞれの環境に適応した多様な生物が、互いにつながり合い、バランスをとりながら生息しています。しかしながら、市街地の拡大や外来種※の侵入などによる身近な生態系への影響などが生じており、生物多様性の保全への取り組みが必要となってきています。



大日山山頂



横谷ミズバショウ群生地

■取り組み方針

貴重な動植物の保護を推進していくとともに、生息・生育する環境を併せて保全していく取り組みを推進します。

◇自然環境調査の実施

- ・自然環境に関する様々な調査を行い、現状を把握します。

◇生息・生育空間の保全

- ・希少な生き物の生育・生息する場所を把握し、その保全・維持に努めます。

◇在来種の保護

- ・外来種に関する情報提供や被害拡大を防ぐ啓発・活動を推進します。

■役割分担

(市 民)

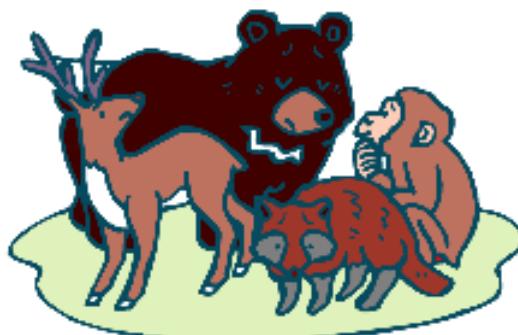
- ・鳥や昆虫、植物など身近な生き物の観察を行い、大切にします。
- ・希少な生き物の捕獲・採集をしません。
- ・外来種を他の地域から持ち込みません。
- ・身近な緑化にも在来種^{*}を生かす工夫をします。

(事業者)

- ・開発の際には、生態系に影響を及ぼさないよう配慮します。
- ・外来生物法を遵守します。

(市)

- ・自然環境調査を実施し、野生動植物の分布、生息・生育環境など生態系の現状を把握し、公開します。
- ・動植物の生息・生育の場の保全に努めます。
- ・外来種に対して監視を行います。
- ・市民や事業所に自然環境保全の普及啓発を図ります。



(3)自然とのふれあいの場の創出

■現状と課題

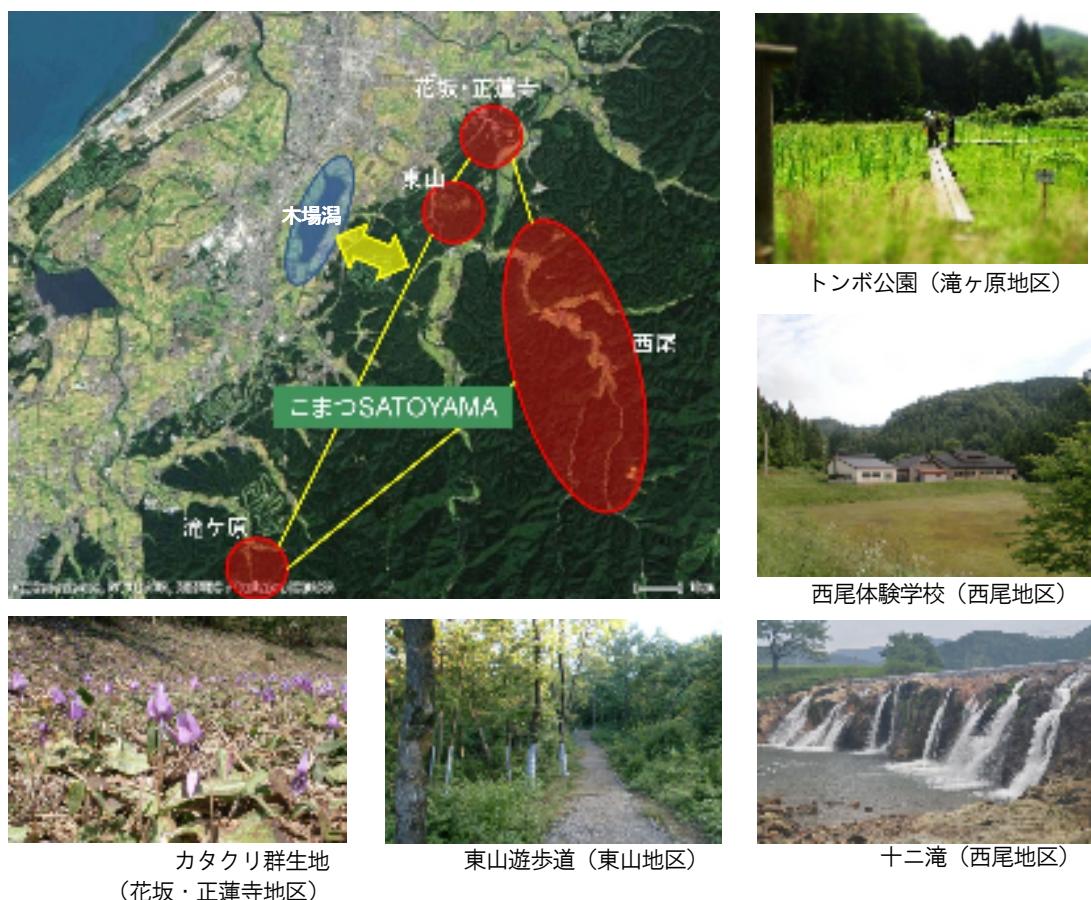
本市は大日山から日本海に至るまでに、里山から里海などが織りなす多様な自然環境に恵まれています。この自然の恵みを活かし、地域を魅力あるものにしようと地域団体、専門家、行政で構成する「こまつSATOYAMA協議会」が平成22年8月に設立されました。（図2-3）

里山を活動拠点としている個々の団体では、それぞれに特徴を活かし、里山保全活動、自然体験、里山産品の販売や商品化など様々な取り組みが行われています。（表2-1）

また、「里山自然学校大杉みどりの里」と「里山自然学校滝ヶ原」を核施設として位置づけ、里山地域の活性化がより促進されるものとして期待されています。

今後も、地域住民らを中心に自然とのふれあいの場や機会を積極的に提供することにより、里山地域への関心を高め、交流人口の拡大や定住人口の促進を図っていくことが求められています。

図2-3 「こまつSATOYAMA」の概念図



資料：「こまつSATOYAMA協議会」HP

表 2-1 自然の恵みを活かした取り組み

地区	活動や地域資源
滝ヶ原地区	鞍掛山健康登山、石橋ウォーキング、トンボ公園での里山自然学校など
西尾地区	西尾八景スタンプラリー、尾小屋鉱山、山村留学、西尾野菜市など
花坂・正蓮寺地区	ふれあい農園、カタクリ群生地、ほたるの会、九谷原石地など
東山地区	竹の子林、遊歩道、マウンテンバイクなど

資料：「こまつSATOYAMA協議会」設立趣意書



里山自然学校こまつ滝ヶ原プレオープンの様子



せせらぎの郷



鞍掛山登山の様子



里山自然学校大杉みどりの里

■取り組み方針

里山とふれあいの場や機会をつくり、里山に対する市民の意識を高めるとともに、交流人口の拡大と地域活性化を促します。

◇自然とふれあう機会の提供（戦略2：里山・里海の拠点づくりプロジェクト）

- ・子供たちが継続的に里山の自然環境を学び、ふれあう機会を提供します。
- ・魅力ある自然環境を活かした体験型ツアーを開催します。
- ・大学、サークル活動、修学旅行誘致により、交流人口の拡大を図ります。
- ・里山の歴史文化などをテーマとした塾を開講し、里山に対する意識醸成を図ります。

◇自然とふれあいの場の整備

- ・市民が気軽に自然と触れ合えるように、里山自然学校こまつ滝ヶ原や大杉みどりの里の施設の充実と確保を図ります。
- ・散策コース、水辺空間、市民農園、遊休農地対策、緑道の整備など、自然と気軽に触れ合うことのできる場を提供します。

■役割分担

（市民）

- ・子供たちが地域の自然にふれあい、体験できるプログラムを作ります。
- ・里山自然体験を通じた自然観察プログラムを作ります。

（事業者）

- ・農業体験など里山自然体験に協力します。
- ・自然環境の保全に配慮しながら小松市特有の体験型ツアー商品の開発を推進します。

（市）

- ・県立自然公園などを活用した自然観察や自然体験のプログラムづくりを支援します。
- ・自然ふれあいマップやインターネットを通じた情報提供を推進します。
- ・魅力ある自然環境や豊かな水を活かし、首都圏や外国人旅行客を対象としたオリジナリティ溢れる体験型ツアーを開拓します。



(4)地域資源の活用

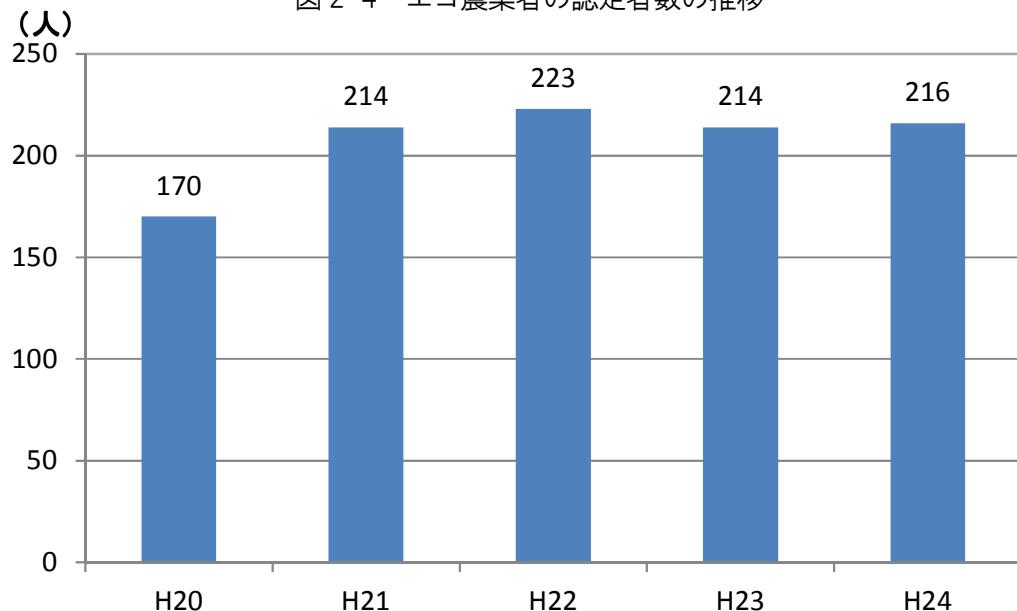
■現状と課題

森や水、農地など地域における多様な資源は、長い歴史の中で形成、維持されてきたもので地域に住む人が協働して維持保全してきた大切な社会資本です。

この優れた地域資源の適切な保全・活用のためには、担い手と地域住民、行政などが連携して支えていくための仕組みづくりが重要です。消費者が求める「安全・安心・本物」を提供する担い手としてエコ農業者の認定制度があり、本市では平成24年度で216人の認定者がいます。(図2-4)

また、平成23年10月に北陸三県で初めて「環境王国」に認定されました。今後、全国の環境王国に認定された自治体と連携しながら、「生産・流通・消費」を活性化し、農産物などの販売経路の開拓や交流人口の拡大に取り組むとともに、北陸の空の玄関口「小松空港」がある流通ルートを活かし、日本国内のみならず、全世界へとマーケティングを拡大していくことが求められています。

図2-4 エコ農業者の認定者数の推移



資料：南加賀の農林業-管内の概況-（平成25年5月）



道の駅こまつ木場潟



「環境王国ロゴマーク」は、厳しい認定条件を満たした市町村の農産物やその加工品にのみ認められる安心・信頼のブランドの証です。



小松産素材の商品



小松空港「空の駅こまつ」

石川県エコ農産物「エコ育ち」

「環境のエコに気をつけて、大きく成長できるように」と意味が込められた「環境王国こまつ」による新しいブランド米。「こまつの豊かな自然の中で育てた、農薬・化学肥料を極力使用しない、環境に優しいお米を」をコンセプトに、木場潟周辺を中心に小松市全域で栽培される特別栽培米のコシヒカリです。



■取り組み方針

環境にやさしい安全で安心な農林水産物の生産を図り、地産地消を進めるとともに、付加価値を高めたブランド化により「環境王国こまつ」を広くPRします。

◇農林水産物の地産地消の推進（戦略2：里山・里海の拠点づくりプロジェクト）

- ・地元産の食材や木材など里山產品の地産地消を推進します。
- ・ツーリズムをはじめ、里山と市民の交流を育む拠点づくりを進めるとともに、里山から里海までのネットワーク化を図り、里山保全と地域振興を進めています。

◇6次産業化によるブランド化

- ・6次産業化による付加価値アップで食のブランド化と「環境王国こまつ」の魅力を広くPRします。

◇環境にやさしい農業の推進

- ・減農薬、減化学肥料など、人と環境にやさしい土づくりに取り組み、安全で安心できる農産物の提供と「エコ農業者」の認定を拡大します。

◇食育*の推進

- ・企業や生産者、各種団体の協力を得て、市民・学校・地域が積極的に連携協力を図りながら食育を推進します。

■役割分担

（市 民）

- ・里山の環境、地域振興、安全安心の視点から、地元産の食材や木材などを消費する地産地消に努めます。
- ・家庭における食育に努めます。



（事業者）

- ・農林水産物の地産地消に努め、さらに6次産業化による地域ビジネスの活性化を進めます。
- ・人と環境にやさしい土づくりに取り組み、安全で安心できる農産物の提供を進めます。
- ・企業や生産者、各種団体が協力して食育を進めます。



（ 市 ）

- ・市民と里山地域の交流を育む環境づくりを進めます。
- ・農林水産物の地産地消と6次産業化による地域ビジネスの活性化を支援します。
- ・人と自然が共生する里山づくりを推進し、「環境王国こまつ」の魅力を広くPRします。
- ・学校給食などにおいて、地元食材の活用を進めます。



基本目標2

持続可能な社会の推進

地球にやさしい地域を目指して、循環型・低炭素型のまちづくりを推進します。



第3章 循環型社会の推進

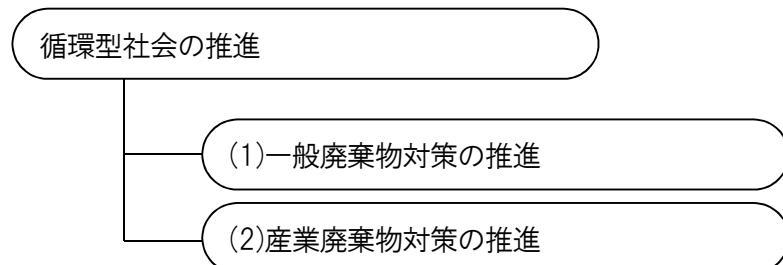
豊かな時代といわれている今日、私たちの生活は、色々な資源の利用によって成り立ち、使い捨ての生活様式が定着した結果、家庭や工場、事業場から様々な種類の廃棄物が排出されています。

廃棄物は大きく分けて一般廃棄物と産業廃棄物がありますが、一般廃棄物は市町村が処理について責任をもち、産業廃棄物は排出事業者が自ら処理することが原則となっています。

環境への負荷を減らすために、地球上の限られる資源を有効に活用し、浪費を避け、最大限リサイクルを図る「循環型社会」の形成が、今、重要な課題となっています。

本市では循環型社会を目指し、市民の安全・安心な生活環境を保全し、多様な廃棄物を適正に処理するために、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を平成25年3月に改定し、3R（Reduce：発生抑制、Reuse：再利用、Recycle：再資源化）の一層の取り組みを推進しています。

施策の体系



古紙リサイクルステーションの開設

(1)一般廃棄物対策の推進

■現状と課題

本市では、一般廃棄物の減量化と資源化は重要な課題であり、昭和 53 年度に全市一斉にごみ分別収集（一般ごみ・埋立ごみ・資源ごみ）を実施して以来、平成 22 年 10 月にはごみ分別の区分を 11 分別 20 種類に変更し、ごみ処理作業の効率化、リサイクル率の向上を目指してきました。

過去の 5 年間の一般廃棄物の年間排出量は、平成 20 年度の 40,928 t に対し、平成 24 年度では 36,552 t と約 10.7% 減少しています。（図 3-1）また、可燃ごみ減量化の状況を平成 20 年度比の削減率でみると、平成 24 年度では 9.0% 削減されています。さらに一般廃棄物のリサイクル率は、平成 21～24 年度の 4 年間でみると、15% 前後で推移しています。

一般廃棄物の減量化と資源化は CO₂ の削減をはじめ、環境美化センターの焼却コストの縮減につながるとともに、焼却残さの埋立量が減少し、最終処分場の延命化にもつながります。

今後も一般廃棄物の中でも大きなウエイトを占めている生ごみのたい肥化や紙類の再生利用を進めながら、これまで以上の減量化と資源化に努めていく必要があります。

図 3-1 一般廃棄物排出量の推移

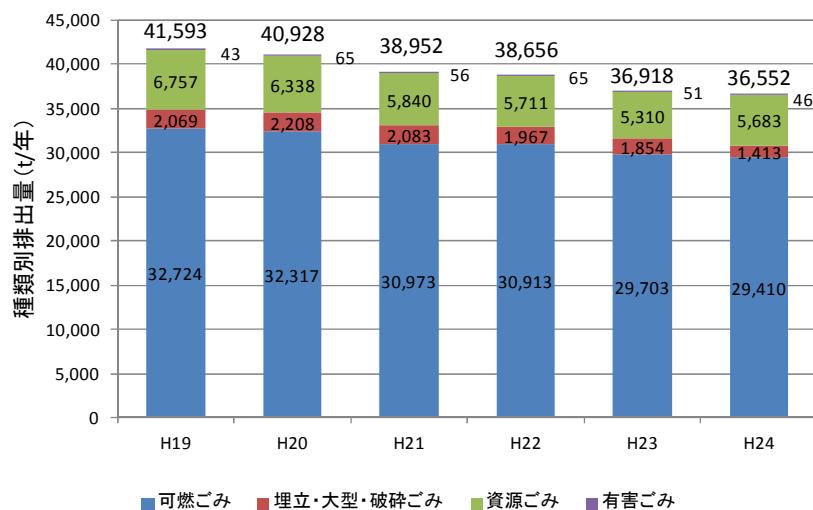


図 3-2 可燃ごみ減量化の推移
(平成 20 年度比)

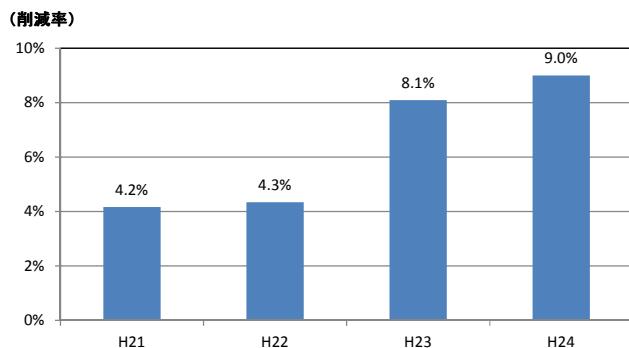


図 3-3 一般廃棄物リサイクル率の推移

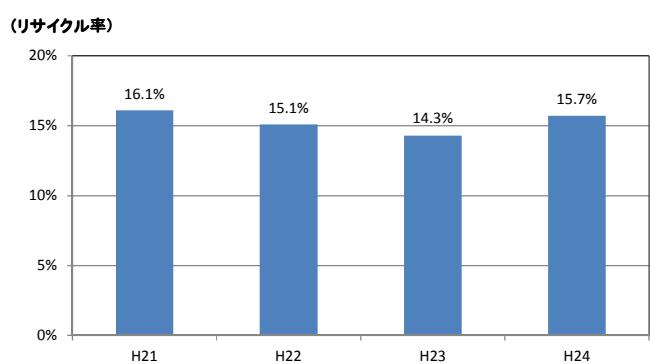


表3-1 古紙リサイクルステーションの設置状況

回収場所		回収品目
1号店	こまつ育成会福祉サービスセンター ガレージ前／芦田町	
2号店	小松サン・アビリティーズ前 ／符津町	
3号店	松陽地区体育館／大領町	

資料：小松市

表3-2 生ごみ処理機・コンポスト補助件数の状況

年 度	生ごみ処理機	コンポスト	計	補助件数累計
H8～20 年度	972	89	1,061	1,061
H21 年度	36	92	128	1,189
H22 年度	10	86	96	1,285
H23 年度	11	25	36	1,321
H24 年度	14	36	50	1,371

■取り組み方針

ごみの減量化を進めていくために、市民・事業者・市が連携して「リデュース」（ごみを減らす）、「リユース」（再利用する）、「リサイクル」（再資源化する）の3Rに「リフューズ」（不要なものは買わない）、「リペア」（修理して使う）の2R加えた5Rを徹底し、循環型社会の形成を図ります。

◇可燃ごみ排出量の削減（戦略4:市民11万人“エンジョイ・エコ”プロジェクト）

- ・市民・事業者・市が連携して可燃ごみの排出量平成20年度比50%削減を目指しに積極的に進めます。

◇家庭系生ごみ(厨介類)の減量化・資源化（戦略4:市民11万人“エンジョイ・エコ”プロジェクト）

- ・廃食油からの粉石けん及びBDF燃料の精製を始め、生ごみ処理機、コンポストなどの購入の支援やぼかし、生ごみの水切り推進、たい肥の使い方教室などの実施により、減量化・資源化に努めます。

◇リサイクルの推進（戦略4:市民11万人“エンジョイ・エコ”プロジェクト）

- ・古紙リサイクルステーションの活用や本市におけるリサイクル品目を拡大し、リサイクル率の向上を図ります。

◇3バック運動の推進

- ・3バック運動（紙にバック、肩にバッグ、土にバック）を推進し、ごみの減量化を図ります。

◇イベント等の開催によるエコ活動の推進

- ・エンジョイ・エコまつりをはじめ、市民や事業所などが協力して、エコに親しみ、関心を持ってもらうイベントなどを開催し、ごみ減量化の啓発活動を行います。

■役割分担

（市民）

- ・ごみの減量化への目標値や行動計画に関心を持ち、ごみの出し方や分別を守ります。
- ・リサイクルステーションなどを活用し、一絞り運動や分別を徹底します。
- ・ぼかしやコンポスト、生ごみ処理機などを活用し、たい肥化に努めます。
- ・3バック運動を推進します。
- ・不要な商品を購入しないようにして、モノを大切に長く使用し、リデュースに努めます。
- ・フリーマーケット等を活用し、リユースに努めます。

（事業者）

- ・ごみの減量化への目標値や行動計画を立て、ごみの減量に努めます。
- ・マイバック（買い物袋）の持参を積極的に呼びかけます。
- ・梱包や包装の簡素化を進め、ごみの排出抑制に努めます。
- ・リサイクルステーションの設置など、製造や販売を行った製品の回収・資源化に努めます。

(市)

- ・ごみ減量化への目標値や、取り組みの優先順位を明確にした具体的な行動計画を立てます。
- ・廃食油からの粉石けん及びBDF燃料の精製を始め、生ごみ処理機、コンポストの購入支援やばかしなどによる堆肥の使い方教室を開催し、家庭系生ごみの減量化・資源化を促進します。
- ・古紙リサイクルステーションの活用やリサイクル品目を拡大し、家庭から発生する資源ごみの回収に努めます。
- ・市民や各種団体、事業所のごみの減量化・資源化に関する活動支援や啓発を促す広報活動に努めます。



生ごみ「ひと絞り」運動の推進



分別回収

(2)産業廃棄物対策の推進

■現状と課題

工場や事業場など事業活動に伴って生ずる廃棄物である産業廃棄物は、排出事業者が自ら処理することが原則となっており、事業場において、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）の3Rの取り組みを独自に推進するとともに、適正処理や廃棄物のゼロエミッション*に積極的に取り組むことが求められています。

石川県では、県内のリサイクル産業の育成、リサイクル製品の利用促進を図るために、県内で製造された再生品のうち、一定の基準を満たすものを「石川県エコ・リサイクル認定製品」として積極的に利用とPRをしています。本市からはこれまでに3件の製品が認定されています。（表3-3）

一方、不法投棄の監視パトロールを継続し、実態の把握と防止に努めるとともに、事業所への啓発・指導を強化していく必要があります。

表3-3 石川県リサイクル認定製品（小松市関係分）

No.	分類	再生資源	用途など
1	舗装材	廃瓦	公園などの遊歩道の舗装、道路中央分離帯・植樹枠などの保護・防草、道路法面の保護・防草、市街地の歩道舗装 
2	廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品	間伐材などの端材など	木柵、クロマツ植栽時の垣、立ち入り禁止柵など 
3	舗装材	廃瓦	散歩路、遊歩道、公園道路、農道、中央分離帯庭園（ガーデニング素材）、防犯砂利 

資料：石川県リサイクル認定品一覧（石川県HP）

石川県エコ・リサイクル製品認定マーク

申請製品は、学識経験者等から構成される認定審査委員会で「石川県エコ・リサイクル製品利用推進要綱」に規定する認定基準に基づき審査します。

石川県エコ・リサイクル認定製品



■取り組み方針

産業廃棄物のリデュース（ごみを減らす）、リユース（再利用する）、リサイクル（再資源化する）の3Rの取り組みを進め、廃棄物のゼロエミッションに積極的に取り組みます。

◇産業廃棄物の適正処理

- ・廃棄物の資源化や減量化を進め、各種リサイクル法に基づく、回収・リサイクルの推進等を通じて適正処理に取り組みます。

◇廃棄物の不法投棄対策

- ・監視パトロールを展開し、不法投棄対策を強化していきます。

■役割分担

(市 民)

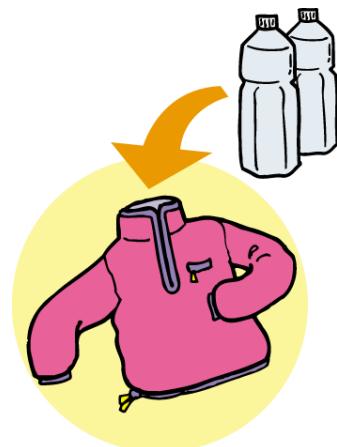
- ・産業廃棄物の適正処理について関心を持ち、廃棄物の不法投棄の監視に協力します。

(事業者)

- ・法令遵守に努め、産業廃棄物の適正処理を行います。
- ・エコ・リサイクル製品の開発など、環境にやさしい事業活動に努めます。
- ・3Rによるゼロエミッションを進めます。

(市)

- ・産業廃棄物の発生抑制と適正処理について、啓発と指導に努めます。
- ・市民や関係機関との連携により、不法投棄の監視を行います。
- ・3Rによるゼロエミッションを進めます。



第4章

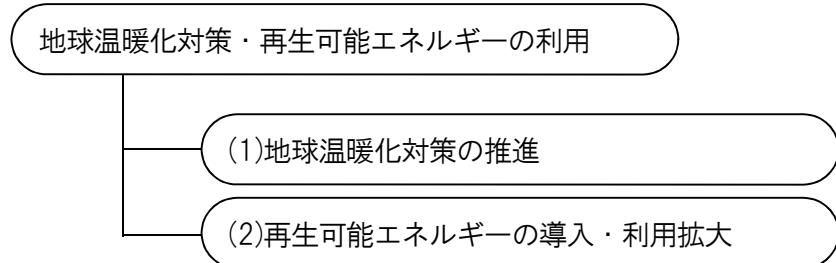
地球温暖化対策・再生可能エネルギーの利用

国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC*）は、平成25年9月に第5次評価報告書を発表し、人類の活動が気候システムに影響を与えていていることは明らかであるとしたうえで、この事実が世界のほとんどの地域ではっきり表れていると結論づけました。

気候変動は、いわゆる地球温暖化を通して私たちの生存基盤である環境を大きく損なうことから、あらゆる主体が真剣に取り組まなければならない問題です。

私たちの身のまわりには、土地や水、風、熱、生物資源などが豊富に存在しています。有限でいすれば枯渇する化石燃料*などと違い、これらは、自然の活動などによって絶えず再生・供給されており、環境にやさしく、地球温暖化防止にも役立つものとして注目を集めています。これらのエネルギー（太陽光、風力、小水力、地熱、バイオマス*など）を積極的に有効活用することで、地球温暖化対策及び将来的なエネルギー政策として地域経済の活性化につなげることが可能となります。

施策の体系



木場潟太陽光発電所

(1) 地球温暖化対策の推進

■ 現状と課題

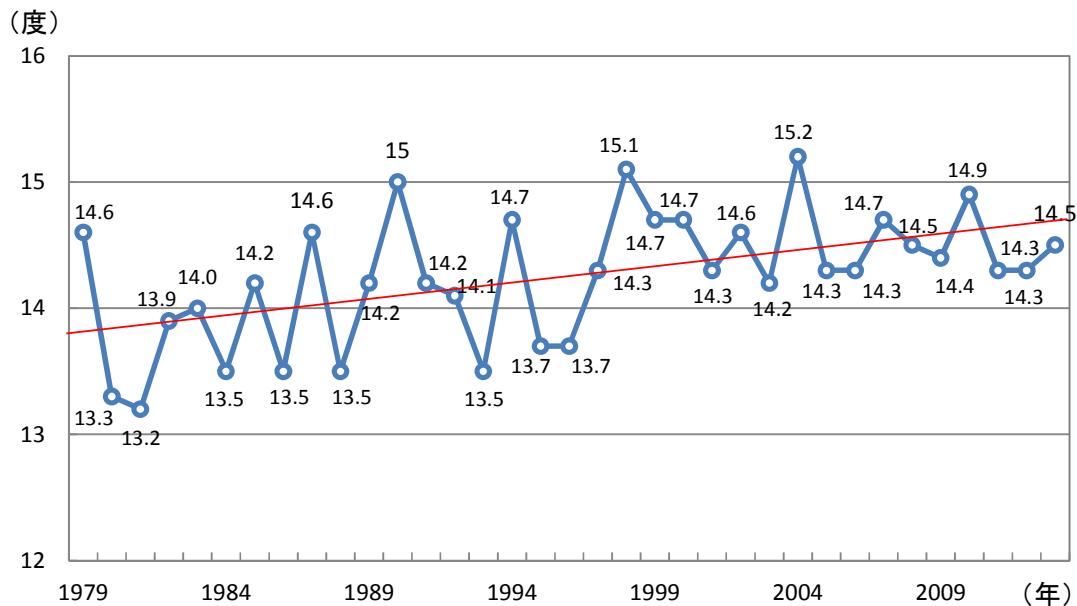
地球温暖化とは、人間の活動が活発になるにつれて「温室効果ガス※」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が上がり始めている現象のことをいいます。大気中に含まれる二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、亜酸化窒素(N₂O)、フロン※などが温室効果ガスといわれています。

地球規模で気温が上昇すると、海水の膨張や氷河などの融解により海面が上昇したり、気候メカニズムの変化により異常気象が頻発するおそれがあり、ひいては自然生態系や生活環境、農業などへの影響が懸念されています。

過去100年間に地球全体の平均気温は0.3~0.6度と急激に上昇しており、現在のペースで温室効果ガスが増え続けると、2100年には平均気温が約2度上昇すると予測されています。

小松の過去35年間の日平均気温の推移をみると、同様に気温が上昇しています。（図4-1）

図4-1 小松市の日平均気温の推移



資料：金沢地方気象台HP

■取り組み方針

地球温暖化を防止し、環境負荷の低減を図るために、低炭素型のライフスタイルやビジネススタイルへの普及啓発を進めていきます。

◇省エネルギー・省CO₂行動の推進

- ・省エネ・省CO₂行動の定着に向けたライフスタイルの改善を推進します。

◇車からの環境への負荷軽減（戦略3：スマートシティこまつプロジェクト）

- ・自動車の排気ガスによる大気汚染や温暖化を抑制するため、エコドライブや低公害車の普及促進を図ります。
- ・公共交通や自転車の利用を促進し、環境負荷の低減に努めます。

◇住宅からの環境への負担軽減（戦略3：スマートシティこまつプロジェクト）

- ・住宅用環境配慮型製品の導入を促進していきます。

■役割分担

(市 民)

- ・節電や省エネ家電品の購入など省エネ活動に努めます。
- ・エコドライブの徹底や低公害車の選択を考慮します。
- ・自家用車の使用を控え、公共交通や自転車の利用に努めます。



(事業者)

- ・クールビズ※やウォームビズ※の定着に努め、冷暖房に用いるエネルギーの低減に努めます。
- ・照明器具・設備などを省エネタイプに切り替えていきます。
- ・物流・配送の効率化を図り、自動車利用の低減に努めます。

(市)

- ・小松市役所環境マネジメントシステム（KEMS）を継続的に実施していきます。
- ・市民・事業所における省エネ・省CO₂の定着を図る情報発信、普及啓発に努めます。
- ・公共交通や自転車の利用促進を啓発していきます。
- ・市内の消費電力や二酸化炭素排出量について把握し、省エネ・省CO₂活動について情報提供します。
- ・住宅用環境配慮型製品の購入・設置を支援します。



(2)再生可能エネルギーの導入・利用拡大

■現状と課題

本市では、省エネ・省CO₂活動の一つとして家庭用電力使用量の削減に努めており、世帯当たり年間電力使用量でみると平成20年度では3,961kWhに対し、平成23年度では3,504kWhとなり、11.5%削減されています。（図4-2）

一方、市内における太陽光を利用した再生可能エネルギーの導入を促進するため、「小松市住宅用太陽光発電設置助成費補助金交付要綱」により、市内の住宅に住宅用太陽光発電システムを設置する世帯に対し、設置費の一部を助成しています。年々着実に増加し、平成24年度で1,150基が設置されています。（図4-3）

今後も、太陽光発電システムによる普及促進をはじめ、木質バイオマス、風力など、多様な地域資源を活用した再生可能エネルギーの利用拡大を図り、地域社会で取り組む地球温暖化対策を進めるとともに、エネルギーの地産地消を通じて、地域経済の活性化につなげていく取り組みが求められています。

図4-2 世帯当たり年間電力使用量及びH20年度比削減率の推移

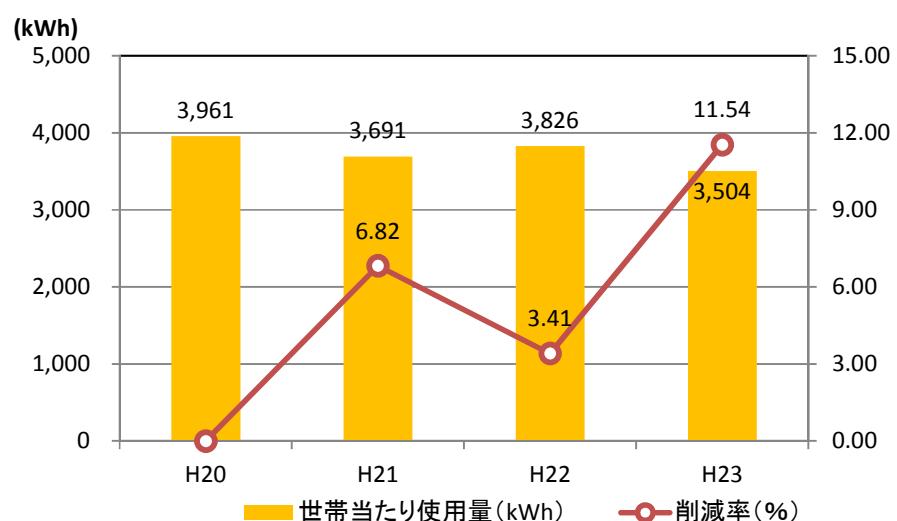
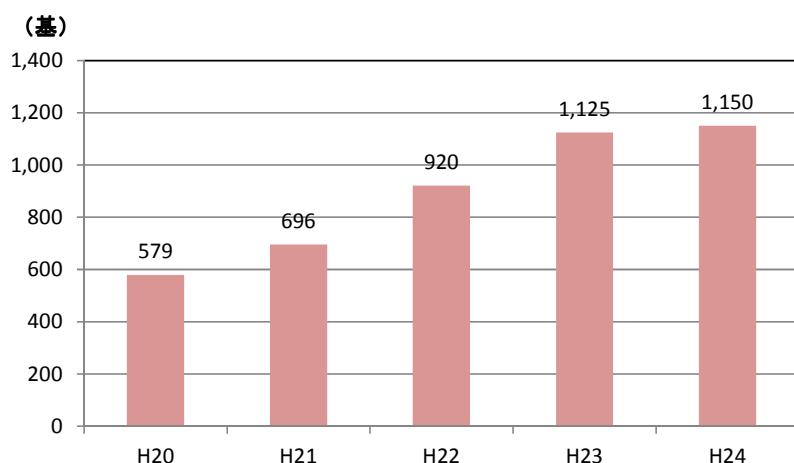


図4-3 市内住宅用太陽光発電設置件数の推移（北陸電力契約件数）



■取り組み方針

限りある資源を有効に活用していくために、太陽光や風力、バイオマスなど再生可能エネルギーの利用拡大を図りながら、エネルギーの地産地消を進めていきます。

◇再生可能エネルギーの普及促進（戦略3:スマートシティこまつプロジェクト）

- ・家庭や事業者、公共施設への再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等）の導入及び普及を推進します。

■役割分担

（市　民）

- ・太陽光発電など再生可能エネルギーの導入に努めます。



（事業者）

- ・事業所や工場などでの再生可能エネルギーの導入に努めます。
- ・再生可能エネルギーの研究、商品開発などを進めます。

（　市　）

- ・公共施設への再生可能エネルギーの導入を進めます。
- ・市民や事業者の再生可能エネルギーの導入を支援します。
- ・廃棄物処理施設の廃棄物発電や余熱利用の活用を図ります。
- ・木質バイオマスエネルギーなど、地域特性をふまえた再生可能エネルギーの導入を産学官で取り組みます。



木場潟太陽光発電所



太陽光発電所起工式の様子

基本目標3

地域づくり・人づくりの推進

市民総ぐるみの活動の強化を図るとともに、国内外に向けた情報発信を行います。

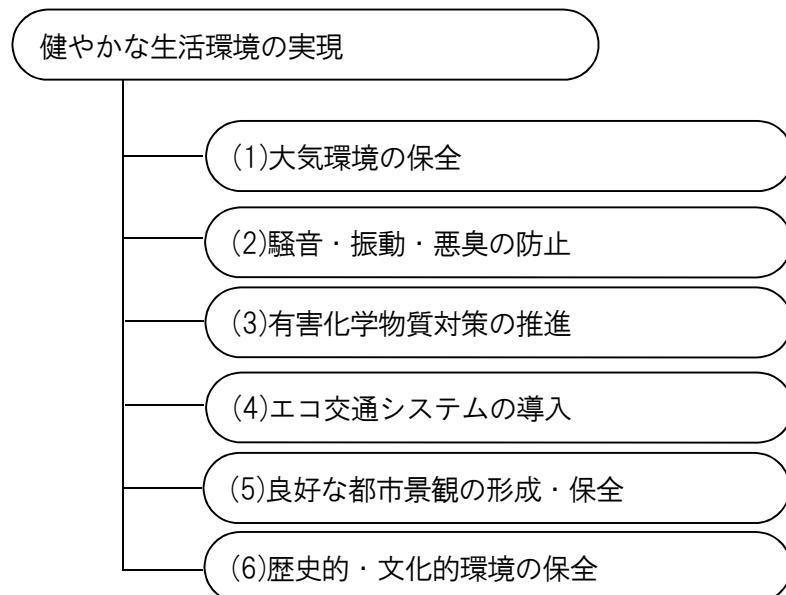


第5章 健やかな生活環境の実現

現代に生きる私たちは、健康で文化的な生活を営む上で不可欠な環境を保全し、これをさらに健全て恵み豊かなものに創造し、次世代に伝えていく義務を担っています。

高度経済成長期の急速な産業の発展に伴い生じた大気汚染や水質汚濁などの公害問題は、現在ではほぼ終息していますが、光化学オキシダント[※]による大気汚染や自動車の騒音、振動、化学物質[※]による環境汚染や都市部における景観問題など、身近な生活環境に関する解決・改善すべき問題は継続しています。

施策の体系



材木町のまちなみ

(1) 大気環境の保全

■ 現状と課題

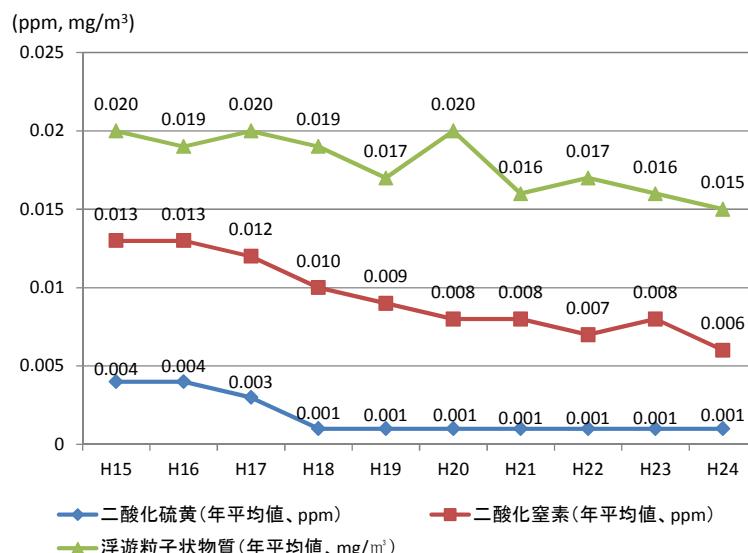
本市の大気環境については、昭和 46 年から小松市園町地内（旧小松保健所跡地）において、大気汚染防止法に基づく常時監視が行われています。なお、大気汚染防止法に基づく規制対象工場・事業所については、石川県が法令に基づく届出の審査を行っており、施設の維持管理の徹底及びばい煙排出状況については、県と小松市が指導しています。

小松測定局における二酸化硫黄※及び二酸化窒素※、浮遊粒子状物質※については、全ての項目で環境基準を達成しています。（図 5-1）

しかし、光化学オキシダントは、全国的な傾向と同様に環境基準を達成できていませんが、「光化学オキシダント注意報」などの緊急時の措置を講ずるまでには至っていません。（図 5-2）

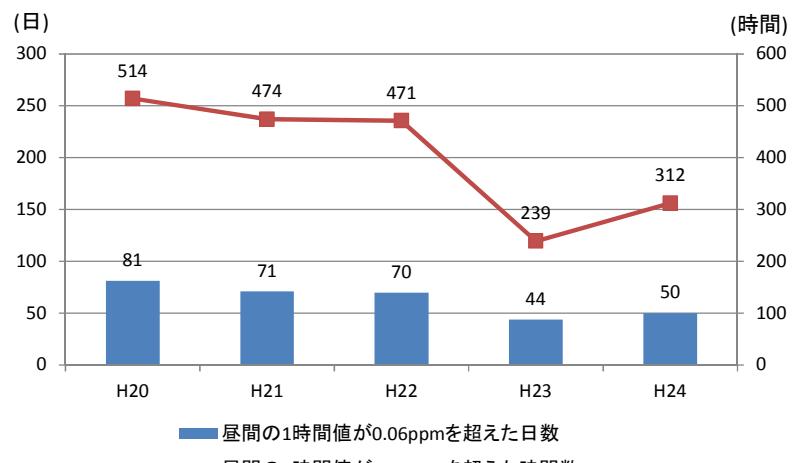
また、微小粒子状物質※は平成 24 年度から測定が開始され、小松測定局の平成 24 年度の年平均値は $12.5\text{mg}/\text{m}^3$ で長期基準を達成しましたが、1 日平均値の 98% 値は、 $35.3\text{mg}/\text{m}^3$ で、短期基準を達成しませんでした。今後も日常生活における大気環境について監視していくことが求められています。

図 5-1 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の推移（測定地点：旧小松保健所）



資料：平成 24 年度環境大気調査報告書（石川県）

図 5-2 光化学オキシダントの推移（測定地点：旧小松保健所）



資料：平成 20～24 年度大気調査報告書（石川県）

■取り組み方針

良好な大気環境を守るために発生源対策を強化し、抑制に努めていきます。

◇大気環境の実態の把握と規制・指導

- ・大気汚染や煤煙発生施設などの実態把握に努め、情報を公開します。
- ・工場・事業場への規制・指導を継続して取り組みます。

◇車からの環境への負荷軽減(再掲)

- ・自動車の排気ガスによる大気汚染や温暖化を抑制するため、エコドライブや低公害車の普及促進を図ります。
- ・公共交通や自転車の利用を促進し、環境負荷の低減に努めます。

■役割分担

(市 民)

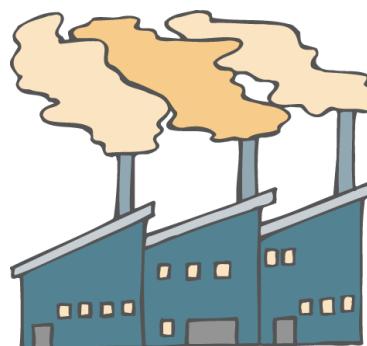
- ・野焼きや基準に適合しない焼却炉で燃やしません。
- ・エコドライブの徹底や低公害車の選択を考慮します。
- ・自家用車の使用を控え、公共交通や自転車の利用に努めます。

(事業者)

- ・法令等を遵守し、大気汚染防止に努めます。
- ・物流・配送の効率化を図り、自動車利用の低減に努めます。

(市)

- ・大気の監視を行うとともに、市民や事業者への啓発・指導を行います。
- ・工場・事業場に対して法令等に基づく、規制・指導を徹底していきます。
- ・エコドライブや低公害車の普及・啓発を進めます。
- ・市内の中小企業等への公害防止対策の支援を行います。



(2)騒音・振動・悪臭の防止

■現状と課題

平成 23 年度に寄せられた公害苦情は 118 件で、そのうち約 2 割が典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壤汚染、地盤沈下）でした。その他では「空き地管理」等の生活型の苦情が増えています。（図 5-3）発生源別に見た苦情件数では、「その他不明」を除き、「家庭生活」の苦情が 27% と最も多くなっています。（図 5-4）

これは、住工混在地域の人口増加、新興住宅地での地縁的結合の希薄化、個人の権利意識の高揚等を背景に従来近隣関係としてトラブルにならなかった問題が顕在化したものと考えられます。これらの問題に関しては、原因者に対する説得を中心として、申立者の被害感情の軽減や両者の人間関係の改善などを図りながら、適切な紛争解決の方法を根気強く模索しているのが現状です。

また、公害発生の未然防止のため、小松市公害防止条例に基づく工場新（増）設届出書の提出時において、内容を審査し事前に指導を行っています。さらに、市内の中小企業等への公害防止対策の助成措置として、小松市環境保全施設整備資金融資制度を設けています。

今後も良好な生活環境を保全するために、騒音・振動・悪臭などの公害について監視していくことが求められています。

図 5-3 公害苦情の発生状況

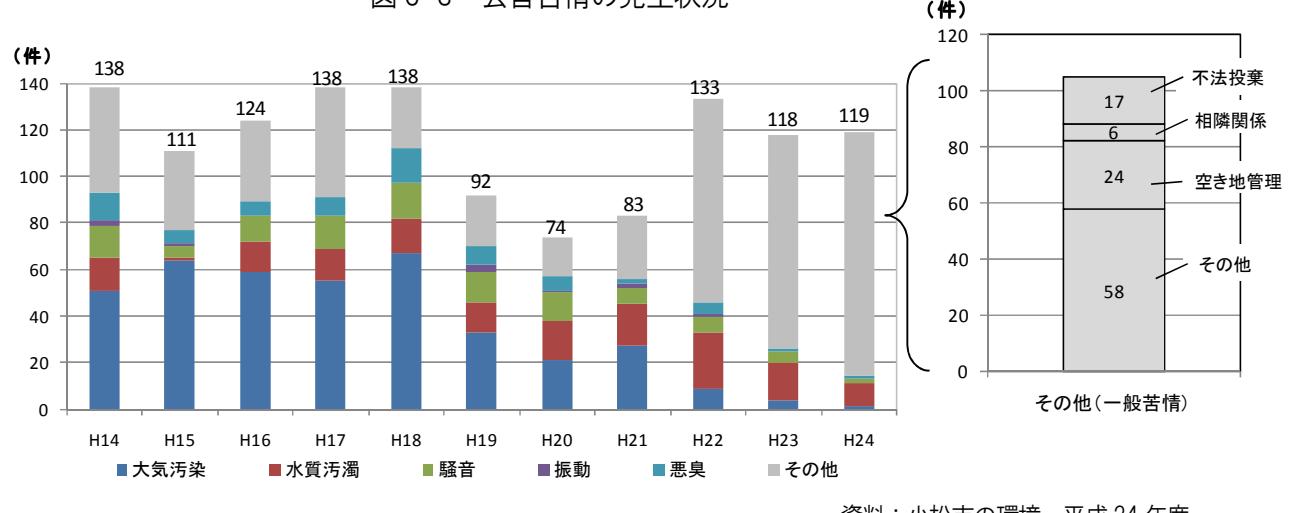
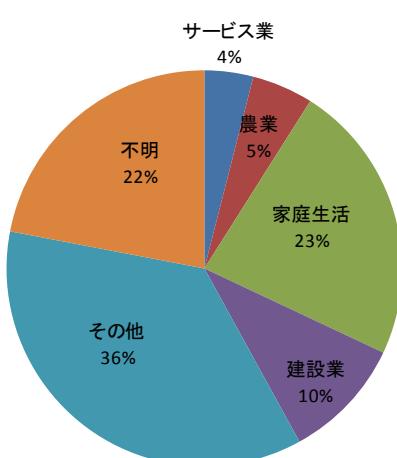


図 5-4 公害苦情の発生源（平成 24 年度）



■取り組み方針

良好な生活環境を保全するために騒音・振動・悪臭の発生源対策を強化し、抑制に努めます。

◇騒音・振動・悪臭の発生抑制

- ・発生源の実態調査や情報公開を行います。
- ・有害な要因の発生抑制に努めます。

■役割分担

(市 民)

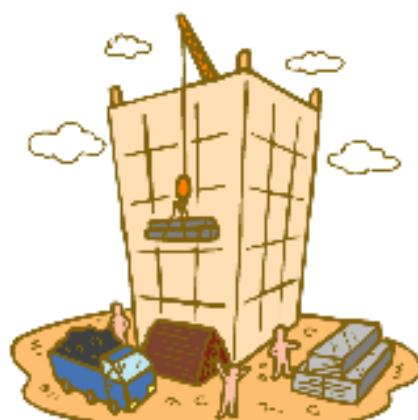
- ・近隣などに迷惑な騒音・振動・悪臭を出さないように努めます。

(事業者)

- ・法令等を遵守し、騒音・振動・悪臭の発生防止に取り組みます。

(市)

- ・騒音・振動などの監視を行います。
- ・市民や事業者に対する啓発・指導を徹底していきます。
- ・航空機騒音の実態把握のため、引き続き航空機騒音調査を実施します。
- ・住宅防音工事、学校などの障害防止工事、移転補償などの事業を推進します。
- ・市内の中小企業等への公害防止対策の支援を行います。



(3)有害化学物質対策の推進

■現状と課題

私たちの身の回りには金属や化学物質から作られたさまざまな製品があり、これらは現代の快適で便利な生活になくてはならないものとなっています。しかし、これまでに製造された化学物質の中にはP C B*やD D T*、フロンなどのように大気や水、食品などの汚染が心配されるものも明らかになってきました。

強い毒性をもち催奇形性があるといわれるダイオキシン類*は主にごみの焼却に伴って発生します。平成23年度の調査結果では、大気、水質、底質及び地下水については、全ての項目で環境基準以下となっています。（表5-1）

また、人の健康や生活環境に被害をもたらすおそれのある化学物質の環境への排出に関する情報を把握し、集計、公表する制度として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法*）」が平成13年度にスタートしました。P R T R法は、一定量以上の対象化学物質を取り扱う事業者は排出量（大気、公共用水域などへの排出量）と移動量（下水道への移動量と廃棄物としての移動量）を国に報告し、国はそれらの集計結果と併せて家庭や農地、自動車などから排出された対象化学物質の推計結果を公表することになっています。本市における平成23年度の届出事業所は46事業所です。今後も日常生活における有害化学物質について監視していくことが求められています。

表5-1 ダイオキシン類の環境調査結果（平成23年度）

区分		調査結果		環境基準	単位	備考 (調査地点)
		m/n	最大値			
大気	一般環境	0/2	0.023	0.6	pg-TEQ/m ³	園町
	発生源周辺	0/4	0.10			江指町、下粟津町
水質	河川	0/2	0.66	1	pg-TEQ/L	石田橋、浮柳新橋
	湖沼	0/1	0.38			木場潟中央
底質	河川	0/2	51	150	pg-TEQ/g	石田橋、浮柳新橋
	湖沼	0/1	1.4			木場潟中央
地下水		0/1	0.066	1	pg-TEQ/L	本江町

m：環境基準に適合しない検体数 n：調査検体数

資料：平成23年度 ダイオキシン類環境調査報告書（石川県）

■取り組み方針

事業者に対する有害化学物質の使用抑制、適正管理の指導等、監視体制を継続していきます。

◇有害化学物質による環境汚染調査と未然防止対策の実施

- ・環境調査の定期的な実施と有害化学物質の使用抑制や適正管理を行います。

■役割分担

(市 民)

- ・防虫剤や洗剤などに含まれる有害化学物質に対して関心を持ちます。

(事業者)

- ・有害化学物質の使用抑制や適正な廃棄物処理を行います。

(市)

- ・国、県等と連携して、有害化学物質の使用抑制や適正管理の指導を行います。



(4)エコ交通システムの導入

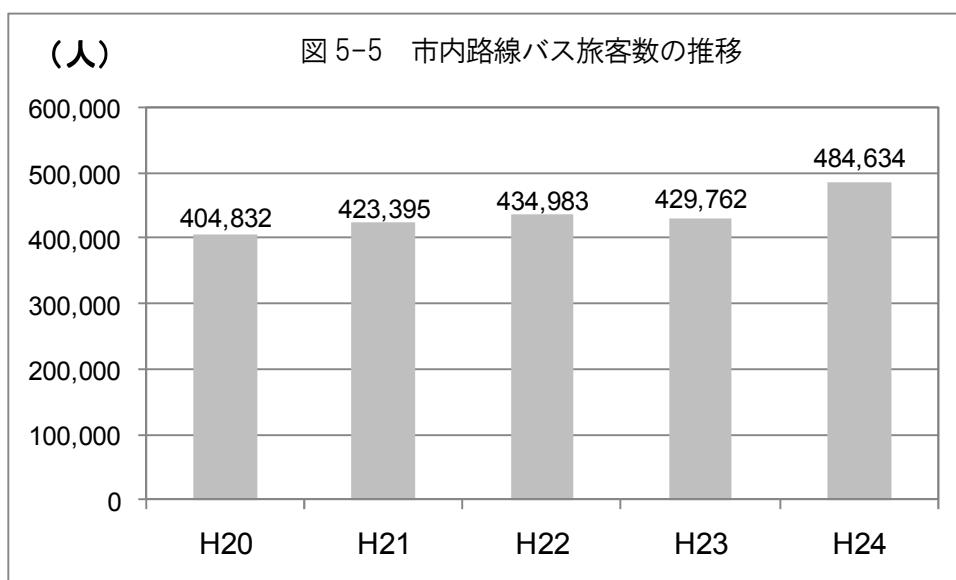
■現状と課題

市内の路線バス旅客数の推移をみると、増加傾向にあり平成24年度では48万人を超えていきます。しかし、その多くは学生や高齢者など交通不便者の移動手段としての利用が中心です。

CO₂の排出を抑制するためにマイカーに依存する自動車利用中心の生活を改め、徒歩や自転車、環境負荷の小さい公共交通への利用転換を図ることが求められています。

このような中で本市では、ディーゼルエンジンに代わり、電気の力で走るEVバス「宇宙バスこまち☆」が平成25年3月より運行を開始しました。走行中のCO₂排出はゼロでさらに静音性にも優れていることから地球にも人にもやさしい乗りものとなっています。EVバスの運行により、市民の環境に対する関心を高めるとともに、エコに取り組む都市としてのイメージの向上を図っています。

今後も、地域ニーズに応じた住民生活に必要な公共交通の確保や地域の実情に即した輸送サービスの提供による地域公共交通の充実により、健やかな生活環境の実現が求められています。



■取り組み方針

公共交通機関や自転車の利用促進、低公害車の導入促進、普及啓発など“乗り物のまち”にふさわしいエコ交通システムの導入を進めていきます。

◇車からの環境への負荷軽減(再掲)

- ・自動車の排気ガスによる大気汚染や温暖化を抑制するため、エコドライブや低公害車の普及促進を図ります。

◇環境負荷が小さい交通システムの推進

- ・公共交通や自転車の利用促進を進めます。
- ・公共交通や自転車が利用しやすい環境整備を図ります。

◇次世代交通車両の普及推進

- ・環境性能に優れた車両や充電設備などの導入を推進します。

■役割分担

(市 民)

- ・エコドライブの徹底や低公害車の選択を検討します。
- ・自家用車の使用を控え、公共交通や自転車の利用に努めます。

(事業者)

- ・物流・配送の効率化を図り、自動車の利用を低減します。
- ・社用車の購入時には低公害車を検討します。

(市)

- ・電気自動車の普及を推進します。
- ・EVバスをはじめ、電気自動車の公用車への率先導入を検討します。
- ・“乗り物のまち”にふさわしいエコ交通システムの普及・啓発を推進していきます。



市内を運行するEVバス

(5) 良好的な都市景観の形成・保全

■現状と課題

本市の公園・緑地面積は約 158ha で、市民一人あたりでは 14.6 m^2 となっています。都市公園は、レクリエーションの空間をはじめ、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設です。

また、本市では、市民の景観意識の向上と良好な都市景観の形成を図ることを目的に、平成 6 年から「生垣設置奨励助成金」を開始し、平成 11 年には「こまつまちなみ景観賞」を創設しました。さらに、平成 14 年には「美しいこまつの景観を守り育てるまちづくり条例」を制定し、景観まちづくりの第一歩を踏み出しました。その後、平成 16 年に「景観法」が制定され、これを受けて本市では、平成 21 年 12 月に「小松市景観条例」を制定し、より積極的な景観行政を進めています。

こうした景観やまちなみ、公園・緑地を守り、次世代に引き継いでいくためには、地域の共有財産として再認識し、日常生活や生産活動の場においても周囲の美しい景観を損なわないような行動を心がけていくことが必要です。

表 5-2 小松市の公園・緑地

種類	種別	開設済			備考	
		区分	合計	県		
基幹公園	街区公園	箇所数	65	65	粟津公園(県営)	
		面積(ha)	15.84	15.84		
	近隣公園	箇所数	5	5		
		面積(ha)	8.75	8.75		
	地区公園	箇所数	2	2		
		面積(ha)	10.87	10.87		
	総合公園	箇所数	2	1		
		面積(ha)	18.05	8.02		
	運動公園	箇所数	1	1		
		面積(ha)	14.05	14.05		
特殊公園		箇所数	2	2		
		面積(ha)	9.02	9.02		
大規模公園	広域公園	箇所数	1	1	木場潟公園(県営)	
		面積(ha)	49.10	49.10		
都市緑地		箇所数	5	5		
		面積(ha)	5.88	5.88		
小計		箇所数	83	2	81	
		面積(ha)	131.56	57.12	74.44	
その他の公園		箇所数	58	58		
		面積(ha)	2.92	2.92		
その他の緑地		箇所数	36	36		
		面積(ha)	23.40	23.40		
小計		箇所数	94	94		
		面積(ha)	26.32	26.32		
合計		箇所数	177	2	175	
		面積(ha)	157.88	57.12	100.76 小松市民1人当たりの公園・緑地面積 $157.88\text{ha}/108,229\text{人} = 14.6\text{m}^2/\text{人}$	

箇所数、面積 (ha) 及び人口は平成 24 年 3 月 1 日現在

資料：小松市



第10回こまつまちなみ景観賞
大川やわらぎ街道まちづくり協議会



第11回こまつまちなみ景観賞
安宅町のまちなみ（義経通り）



第14回こまつまちなみ景観賞
龍助町



第14回こまつまちなみ景観賞
末広町

表5-3 生垣設置奨励助成金での助成状況

年 度	件 数
H21 年度	15
H22 年度	21
H23 年度	12
H24 年度	9

表5-4 こまつまちなみ景観賞の応募数

年 度	件 数
H21 年度	94
H22 年度	68
H23 年度	23
H24 年度	37

■取り組み方針

景観に配慮した良好な都市空間を創造し、住んで心地よいまちづくりを進めていきます。

◇良好な景観形成の推進

- ・小松市景観条例に基づき、地域の特性を活かした良好な景観形成を推進していきます。

◇わがまち美化ピカ隊の推進

- ・町内会・企業・グループ団体とともに、市が管理する道路、公園などの公共施設の清掃活動を協働で行い、まちと一緒に美しくしていきます。

◇フローラルこまつ*の推進

- ・町内会・学校・企業・商店街・行政など市民総参加で、花と緑が美しいまちを推進していきます。

◇緑の少年団の活動推進

- ・校下単位で結成される「緑の少年団」による緑花活動を推進していきます。

■役割分担

(市 民)

- ・景観条例を遵守し、環境に配慮した良好な景観形成に協力します。
- ・「わがまち美化ピカ隊」による市内の清掃活動に参加します。
- ・「フローラルこまつ」による市内の緑花活動に参加します。
- ・「緑の少年団」による市内の緑花活動に参加します。

(事業者)

- ・景観条例を遵守し、環境に配慮した良好な景観形成に協力します。
- ・「わがまち美化ピカ隊」による市内の清掃活動に参加します。
- ・「フローラルこまつ」による市内の緑花活動に参加します。

(市)

- ・景観条例に基づき、良好な景観形成に向けて適正な指導・誘導を行います。
- ・「わがまち美化ピカ隊」「フローラルこまつ」「緑の少年団」など、市民や事業者による市内の緑花・清掃活動の支援及び協働を進めています。



(6)歴史的・文化的環境の保全

■現状と課題

曳山子供歌舞伎や九谷焼など私たちが先人から受け継いだ有形・無形の歴史的文化遺産は、豊かな風土や景観と一緒に、郷土への愛着を育む市民の心のよりどころとなるものであり、これらにふれあい・参加することを通して地域のつながりを強めるとともに人的交流の活性化・経済効果をもたらします。

地域特有の文化遺産を守り、これを活用し、将来に向けて伝承することを通じて、新たな文化の創造へつなげていく必要があります。

表 5-5 文化財の指定状況

区分	種別	名称、員数等
国指定重要文化財 (16件)	建造物	那谷寺本堂(本殿、唐門、拝殿)など
	書籍	兀庵普寧墨跡など
	工芸品	兜・袖・臙宛など
	有形民俗文化財	白山麓西谷の人生儀礼用具など
	名勝	那谷寺庫裏庭園
	考古資料	矢田野エジリ古墳出土埴輪など
	無形文化財	袖裏金彩
県指定文化財 (9件)	建造物	葭島神社本殿
	絵画	絹本着色光明本尊
	工芸品	萬曆五彩草花龍文瓶など
	史跡	安宅の関跡など
	典籍	小松天満宮連歌書
	無形民俗文化財	お旅まつりの曳山行事
	考古資料	八日市地方遺跡出土品
市指定文化財 (71件)	建造物	来生寺の寺門など
	絵画	郡中御影など
	彫刻	薬師如来座像など
	工芸品	初代徳田八十吉九谷松鶴文九角大皿など
	古文書	手の内の御書など
	書籍	蓮如上人紙牌
	典籍	小松旧記
	歴史資料	旧新保村久保家道場資料など
	考古資料	陶製水煙など
	無形民俗文化財	悪魔払い
	民俗資料	馬符
	史跡	小松城本丸櫓台石垣など
	名勝	荒木氏の庭園
登録有形文化財 (18件)	天然記念物	赤穂谷のビャクシンなど
	建造物	旧石川商銀信用組合小松支店など

資料：平成 24 年版小松市統計書



お旅まつり（曳山八基揃え）



那谷寺

こまつ町家の特徴

小松市の中心市街地には、約1,100軒の伝統的な建築様式の「こまつ町家」が存在し、寺院などとともに町人文化が栄えた時代の面影を町並みに残しています。

こまつの町家は、町割りにより高密度に区画されており、建物の側面が隣りの家と接するため屋根は切妻平入りの構造とし、通りに面しては格子戸を設けています。

また、昭和の大火を教訓に袖壁を設けるなど、人々が気持ちよく、安全に暮らしていく知恵と工夫、そして、美しさが備わっています。



資料：こまつ町家情報バンク（小松市）

■取り組み方針

文化財や伝統文化の価値を認識し、観光やまちづくりと連携しながら歴史と文化が感じられる環境づくりを進めていきます。

◇歴史的文化的遺産の保全

- ・本市の宝物である文化財や伝統文化の保全に努めています。

◇生活環境の保全と地域活性化

- ・市内の自然風景をはじめ、生活環境の保全と地域活性化に取り組みます。

■役割分担

(市 民)

- ・市内の文化財や歴史的まちなみの保全に協力します。
- ・文化財にふれる機会を大切にします。

(事業者)

- ・市内の文化財や歴史的まちなみの保全に協力します。
- ・文化財にふれる機会を大切にします。

(市)

- ・文化財の指定・登録の推進により、歴史的遺産の保存・活用を進めます。
- ・市民や事業者へ文化財の情報発信やふれあう機会を設けていきます。
- ・歴史的・文化的環境を全国に情報発信するとともに、観光資源として展開していきます。



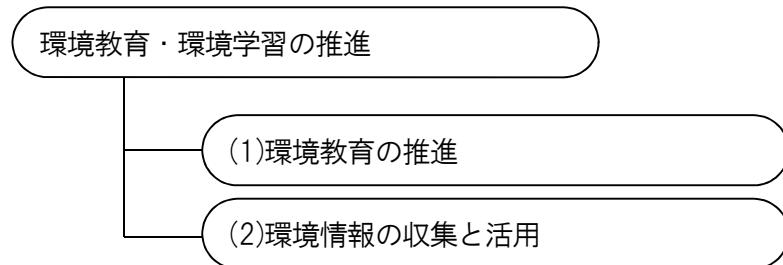
第6章 環境教育・環境学習の推進

現在、地球温暖化など環境の悪化が深刻化し、環境問題への対応が人類の生存と繁栄にとって、緊急かつ重要な課題となっています。豊かな環境を守り、私たちの子孫に引き継いでいくためには、エネルギーの効率的な利用など環境への負荷が少なく持続可能な社会を構築することが大切です。そのためには、市民が様々な機会を通して環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが大切です。特に、21世紀を担う子どもたちへの環境教育は極めて重要な意義があります。

平成16年8月、第1次こまつ環境プランの実現を目的に市民、事業者、市が連携して様々なエコ活動を推進するための「こまつ環境パートナーシップ」が設立されました。

「こまつ環境パートナーシップ」では、“今、私たちができること”を考え、具体的に実践していくプロジェクトチームにより様々な活動を通して環境教育と環境保全に取り組んでいます。

施策の体系



(1)環境教育の推進

■現状と課題

持続可能な社会を実現するためには、市民一人ひとりが環境に関心を持ち、人と環境とのかかわりについて理解と認識を深めることが大切です。

そのため未来を担う子供たちに対する環境教育や、大人を対象とした環境出前講座など各種の環境学習の機会を充実するとともに、市民の環境意識の啓発を図ってきました。（表 6-1）

また、県では、積極的に環境保全活動に取り組んでいる県内の学校を、「いしかわ学校版環境ISO認定校」として認定しています。本市では市内小中学校 35 校全ての学校が認定を受け、環境教育の一環として、児童・生徒が省エネ、ごみの減量化、ビオトープ※づくりなどを通して、環境にやさしい学校づくりを実践しています。

家庭や学校、地域、事業所などあらゆる場で環境教育・環境学習を実施することで本市の環境を守る力を育むことが大切です。

表 6-1 環境出前講座 講座内容

No.	テーマ	内容
1	これからの中学生へ	地球温暖化や地球環境全般の問題に対して、私たちにできることを考えます。地球エコ活動やCO ₂ 削減なども考えます。ほかに紫外線対策、環境ホルモン※、環境問題と子育て、など。
2	排水美人になろう	家庭の排水をきれいにして自然に帰すには・・・。 美しい木場湯や河川を再生する取り組みも紹介します。
3	子供たちのひとみが輝いた	日本一のエコスクールを目指して、学校での環境教育、エコ活動の取り組みを紹介します。
4	ふるさとの貴重な自然を探そう	私たちのふるさとの自然や樹木、植物、動物などを一緒に探索します。
5	エコクッキングを楽しもう	台所から地球環境を考えよう。自然の恵みに感謝しながら、ごみを出さない料理方法を学びます。（会場使用料、材料代は実費となります。）
6	地域でエコ活動の輪を広げよう	地域でのふれあいエコ活動の実践や取り組みを紹介します。 ●エコイベントをしよう ●ごみ減量、リサイクルをしよう ●自然を守ろう ●キャンペーンをしよう ●環境を学ぼう など
7	人と自然が共に生きる森、共生の森を考えよう	人が上手に自然とかかわりあってきたことの大切さを知って、生き物の豊かな里山を思いっきり体感しよう、楽しもう。
8	ふるさとの川、梯川を楽しもう	梯川や加賀三湖の歴史、市内の河川を紹介します。どんな植物や魚が生きているのかな・・・。
9	ごみ減量・ダイエット大作戦	ごみの分別やリサイクルの状況を分かりやすく紹介します。 また、生ごみなどの減量について、楽しく実践できる方法を紹介します。
10	こまつの環境大百科	小松市の環境（自然・水質・環境保全・ごみの排出量など）やこまつ環境プラン、こまつ環境パートナーシップの取り組みなどをクイズで楽しく紹介します。

資料：小松市



夏の親子水棲生物調査
(大杉谷川をよみがえらせる会)



稚鮎体験放流
(大杉谷川漁業協同組合)



木場潟ホタル観察
(木場潟公園協会)



前川・石橋川生物、水質調査
(前川リバーパーク推進協議会)

■取り組み方針

人と自然の共生に向け、良好な環境を次世代へ継承していくために、未来を担う子供たちを核に親や祖父母へと三世代に広がる環境教育の輪を広げていきます。

◇環境教育・環境学習の推進（戦略5：三世代環境教育推進プロジェクト）

- ・子どもから大人までが、環境問題に関心を持ち、正しく理解できるように環境教育や自然体験の機会を積極的に展開します。

◇こまつ環境教育副読本の制作（戦略5：三世代環境教育推進プロジェクト）

- ・小・中学生を対象に小松市の環境について、総合学習の一環として学べるテキストを作成・配布し、環境教育の裾野を広げます。

◇緑の少年団の活動推進（再掲）

- ・校下単位で結成される「緑の少年団」の自然環境に関する学習活動、奉仕活動、レクリエーション活動を進めます。

◇産学官が連携した環境分野に関する調査研究の推進

- ・著しく変化する環境に対応するため、産学官の連携のもとに、調査・研究などを実践し、環境への取り組みを進めます。

■役割分担

（市 民）

- ・地域や学校、家庭で環境学習をする機会を増やします。
- ・子供が環境について学校で学んだことを家族で一緒に考えます。
- ・環境調査への関心を持ち、自然体験学習会、講習会などに参加します。

（事業者）

- ・従業員等への環境に関する研修や見学会等を行い、環境保全の意識向上と知識を高めます。
- ・環境保全に関わる人材を育成します。

（ 市 ）

- ・市民や事業者を対象にした環境教育、環境学習の機会を積極的に提供し、環境保全の啓発・普及を進めます。
- ・環境教育に使用する教材の充実に努め、小・中学生の環境教育・環境学習の充実を進めます。
- ・地域や学校、事業者などが行う研修会等への講師やアドバイザー派遣などの支援を図り、環境保全リーダーの育成に努めます。



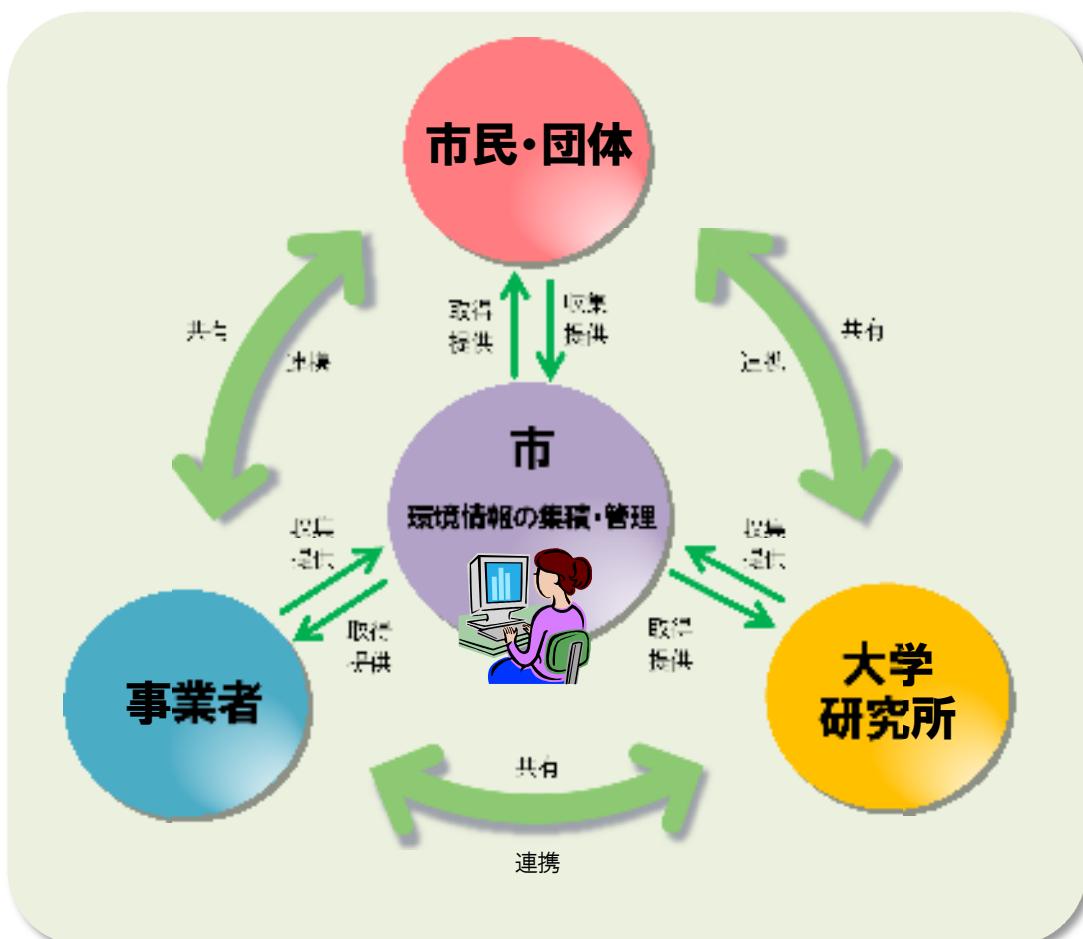
(2)環境情報の収集と活用

■現状と課題

豊かな自然環境を背景にした環境教育・環境学習が学校、地域などで盛んに取り組まれています。こうした活動のほか、行政、大学、研究所等による環境モニタリング※などにより、多くの環境情報や知恵・知識が蓄積されています。

しかしながら、これらの環境情報の多くはそれぞれの主体が個別に保有しており、共有されていない状態にあります。環境情報を集積・共有し、環境研究や環境教育・環境学習などに地域全体で活用していくとともに、新たな知的資産として生み出す仕組みをつくっていくことが課題となっています。（図 6-1）

図 6-1 環境情報の収集と活用のイメージ



■取り組み方針

市民・事業者・大学・市が協力して環境の保全と創造に取り組むために、多様な手段で広く環境情報を提供するとともに、提供される情報が受け手に理解しやすく利用できる環境を整えます。

◇環境情報の発信と共有できる体制づくり

- ・環境情報の収集と情報提供を積極的に行い、情報の共有化を進めます。
- ・環境情報をもとに協働による環境施策を積極的に進めていきます。

■役割分担

(市 民)

- ・こまつ環境パートナーシップなど市民グループ同士での情報交換を積極的に行います。
- ・環境情報を活用し、環境に関する知識を高めます。
- ・環境情報を活用し、環境活動に取り組みます。

(事業者)

- ・C S R レポートなどで環境に関する情報を積極的に提供します。
- ・環境情報を活用し、環境に関する知識を高め、事業活動に取り入れていきます。
- ・環境情報を活用し、環境活動に取り組みます。

(市)

- ・国や県、各種研究団体、市民、事業者等に蓄積している環境情報を収集・管理・提供を積極的に行います。
- ・市民や事業所が取り組む環境活動を支援します。
- ・毎年作成している「小松市の環境」の内容の充実を図ります。

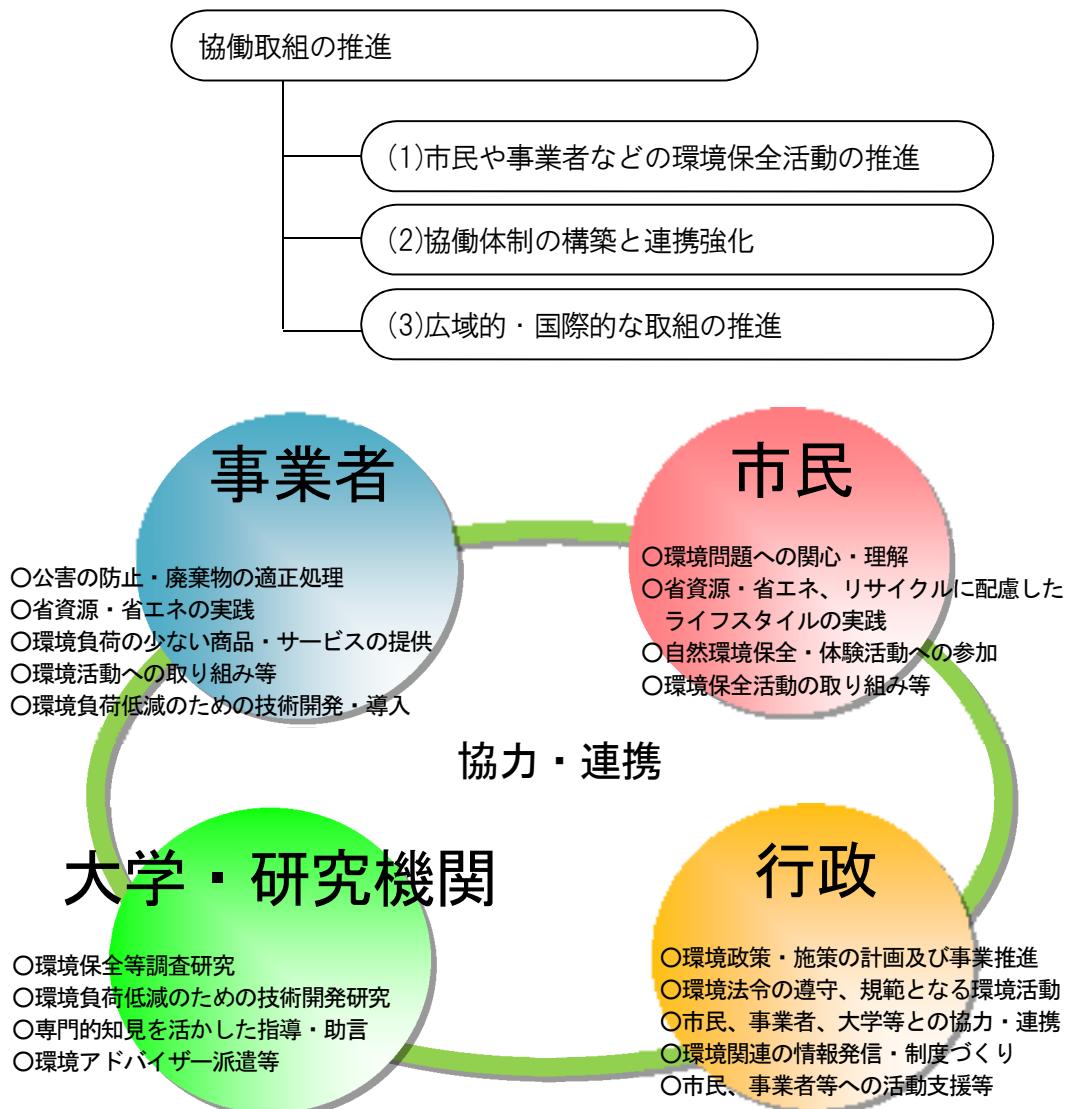


第7章 協働取り組みの推進

将来においても持続可能な社会を構築するためには、国民、民間団体、事業者、行政等の各主体が自ら進んで行う環境保全活動が大切であることから、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（環境保全活動・環境教育推進法）」が平成15年に制定されました。その後、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成23年6月公布、平成24年10月施行）と名称変更し、環境保全活動・環境教育の一層の推進、実践的人材づくりと活用を目指しています。

本市では、平成24年3月、地域コミュニティを活かしながら、様々な分野において「市民協働」の取り組みを充実させ、小松市に住む幸せを感じられる市民満足度の高いまちの実現を目指して「小松市市民協働指針」を策定しました。市民の様々な分野での協働に加え、更に一步進んだ取り組みを進めることにより「まちの総合力」が高まることが期待されています。

施策の体系



(1)市民や事業者などの環境活動の推進

■現状と課題

本市では平成19年7月9日に事業者（市内16店舗）とこまつ環境パートナーシップごみダイエットプロジェクト、小松市の三者が「レジ袋削減に向けた取り組みに関する協定」を締結しました。三者が協働して環境に対する意識の向上に努めてきた結果、当初の目標であったマイバッグ持参率40%を達成することができました。これを受け、三者が環境意識の更なる向上を目指して、「マイバッグ持参率100%に向けた取り組みに関する協定」を平成21年3月18日に締結しました。

また、平成21年7月には、市が管理する道路、公園緑地その他公共の施設の清掃活動のお手伝いを市民の方々に協力していただき、小松のまちと一緒に美しくしていこうという取り組みとして「わがまち美化ピカ隊」を創設しました。自分たちのまちを自分たちの手できれいにすることで、地域の連帯感が向上し、地域への愛着も深まることが期待されます。



美化ピカ隊の活動



打ち水大作戦
(こまつ環境パートナーシップ)

■取り組み方針

市民・事業者が参画・相互に協力し、一体となって環境行動を進めていきます。

◇環境活動の推進（戦略4：市民11万人”エンジョイ・エコ”プロジェクト）

- ・“市民11万人総参加”を合言葉に市民一人ひとりが環境活動に取り組みます。

◇わがまち美化ピカ隊の推進（再掲）

- ・町内会・企業・グループ団体とともに、市が管理する道路、公園などの公共施設の清掃活動を協働で行い、まちを一緒に美しくしていきます。

◇フローラルこまつの推進（再掲）

- ・町内会・学校・企業・商店街・行政など市民総参加で、花と緑が美しいまちづくりを推進していきます。

◇緑の少年団の活動推進（再掲）

- ・校下単位で結成される「緑の少年団」の自然環境に関する学習活動、奉仕活動、レクリエーション活動を進めます。

◇こまつエコ大賞※の推進

- ・環境に関する取り組みを顕彰し、市民に広くその活動をPRします。

◇エコビジネス※の取り組みの推進

- ・環境への負荷が少ない製品や環境保全技術、サービス、システムなどを提供するビジネス全般に積極的に取り組みます。

◇いしかわ版環境ISO※の取り組みの推進

- ・石川県独自のいしかわ版ISO（環境マネジメントシステム）の取り組みを広めて行きます。

■役割分担

(市 民)

- ・「わがまち美化ピカ隊」「フローラルこまつ」「緑の少年団」「いしかわ家庭版環境ISO」などに積極的に参加します。

(事業者)

- ・「わがまち美化ピカ隊」「フローラルこまつ」「緑の少年団」などの活動を支援し、参加します。
- ・エコビジネスの取り組みに努めます。

(市)

- ・市民や事業者による環境活動を支援し、より一層の活動を促進します。
- ・優れた環境活動に取り組んだ市民、団体、事業者を表彰します。



(2)協働体制の構築と連携強化

■現状と課題

平成16年8月、第1次こまつ環境プランの実現を目指し、市民・事業者・行政により、「こまつ環境パートナーシップ」を設立し、次の5つの活動を主に行ってています。

- ①「こまつ環境プラン」の各施策をプロジェクト事業として推進する。
- ②市民・事業者・行政間のネットワーク化とパートナーシップづくりに努める。
- ③市民・事業者・行政が行う活動、事業への情報提供、相談、調整
- ④「こまつ環境プラン」の進行管理と政策提言
- ⑤その他、目的達成のために必要な事業を行う。

「こまつ環境パートナーシップ」の取り組みが、より親しまれ、愛着のあるものにしていくためには、まず活動の中身を理解してもらうことが大切であることから“今、私たちができること”を考え、具体的な実践をしていくために、12のプロジェクトが活動しています。（表7-1）

今後も、こまつ環境パートナーシップを中心に環境保全団体のネットワークの強化やプロジェクトの充実と推進が求められています。

図7-1 こまつ環境パートナーシッププロジェクトの事業参加者数の推移

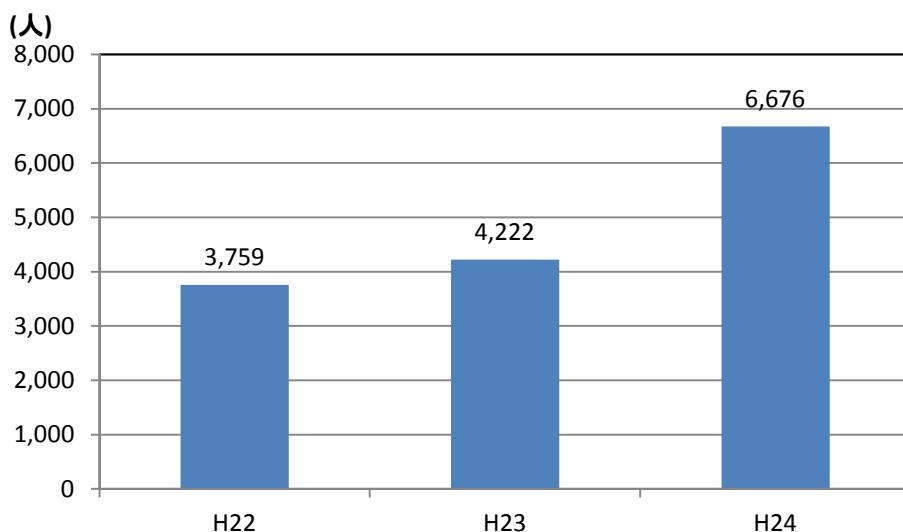


表 7-1 こまつ環境パートナーシップ プロジェクト一覧（平成 26 年 1 月 31 日現在）

1	木場潟再生プロジェクト(H16.10.13 設立)
	木場潟の水質浄化と生態系の保全を目的とした活動を行っています。また、木場潟キッズクラブの活動や学校での講習を通じた環境教育活動をしています。
2	里山いきいき再生プロジェクト(H16.10.13 設立)
	里山で「遊ぶ・学ぶ・楽しむ」をテーマに、身近な里山の自然環境の再生を考えて活動しています。里山を愛する人たちとのネットワークづくりも広がり、桜の名所づくりも進んでいます。
3	地域ふれあいエコ活動プロジェクト(H16.11.11 設立)
	町内会によるエコ活動です。「自分たちで企画し、実践し、地域を環境にやさしい町にすること」を目指し、環境にやさしい生活を町民に啓発しています。
4	魚よみがえれ郷谷川再生プロジェクト(H16.11.17 設立)
	西尾地区を流れる郷谷川本流の水質や水生生物の調査研究に取り組んでいます。郷谷川に魚を呼び戻そうと、「どうしたら魚が棲めるか」を研究しています。
5	11万人地球エコの日開催プロジェクト(H17.4.13 設立)
	6月の夏至の日と12月の冬至の日に、家族、友人、恋人と共にキャンドルの灯りでスローな夜を過ごし、CO ₂ の排出量削減を呼び掛けています。小松青年会議所が母体となって、取り組んでいます。
6	ふるさとの貴重な自然をさがそうプロジェクト(H17.4.16 設立)
	市内全域で、地域の皆さんと共同で貴重な自然を探し、協議しながら保護活動に取り組んでいます。小松市自然保護協会が母体となって、貴重な自然を見つけては保護活動をしています。
7	こまつエコスクールプロジェクト(H17.6.21 設立)
	市内の各学校での環境教育と環境保全活動を呼びかけています。各学校では、「P D C A」サイクル※を繰り返しながら、ごみの減量やエコ活動に頑張っています。
8	ごみダイエットプロジェクト(H17.7.20 設立)
	私たちの生活に密着したところからごみの減量を目指し、「マイバッグ運動」や、ぼかしなどを使った「生ごみリサイクル」によって、地球にやさしい環境づくりに取り組んでいます。
9	もったいないねプロジェクト(H17.8.20 設立)
	「もったいない」の精神を大切に、生活の中でのエコ意識を高める運動をしています。もったいないに気づくための啓発講座や出前講座を行ったり、エコライフの提案をしています。
10	つくろう螢と住むまちプロジェクト(H23.6.28 設立)
	みどり町を中心にビオトープを整備しホタルの飼育を行っています。
11	事業者交流プロジェクト(H23.6.29 設立)
	省エネ・ごみ対策に取り組む事業者が一緒になって勉強会を開催しています。
12	中海郷片栗と里山を守るプロジェクト(H25.1.28 設立)
	軽海町周辺で里山や希少動植物を調査したり保護活動に取り組んでいます。

資料：小松市環境推進課調べ

■取り組み方針

市民、事業者、市の協働の取り組みを推進するために、市民の視点を加味し、協働意識の醸成を図りながら、環境情報の共有化を図り、良好なパートナーシップを形成します。

◇こまつ環境パートナーシップを中心とした環境保全団体のネットワーク強化

- ・本計画の実現を目指し、「こまつ環境パートナーシップ」における更なる展開（新規プロジェクトの開設など）や環境保全団体とのネットワーク強化を図ります。

◇地域の特性に応じた環境活動の推進

- ・町内会など地域ごとの環境活動を通じて、コミュニティの醸成を図ります。

◇産官学の人材・技術・情報交流の推進

- ・事業者や大学などの人材、技術、情報の交流を図り、適切で効果的な環境施策を展開していきます。

■役割分担

(市 民)

- ・町内会など地域の特性に応じた環境活動のコミュニティづくりを進めます。
- ・こまつ環境パートナーシッププロジェクトに参加します。

(事業者)

- ・市民や行政と連携し、環境活動のネットワークづくりを進めます。
- ・こまつ環境パートナーシッププロジェクトに参加します。

(市)

- ・こまつ環境パートナーシップを中心に市民・事業者、環境保全団体とのネットワーク強化に努めます。
- ・環境活動の地域リーダーを育成します。



(3) 広域的・国際的な取り組みの推進

■現状と課題

本市では、4つの姉妹都市と3つの友好交流都市を持ち、国境を越えた市民交流や国際理解の推進のため、海外の都市と文化や教育、行政などの分野で交流を行っています。

「里山自然学校滝ヶ原」では、姉妹都市の1つであるベルギーのビルボールド市から訪れる若者と市内の若者をエコツアー塾のカスタム自転車サイクリングで滝ヶ原を案内するなどの交流イベントや国際ボランティアによるワークキャンプ※などが実施されました。

これからも国際交流を通じて、環境問題への理解を深め、広域的なひろがりの中で環境を考えることができるまちづくり・人づくりがより一層求められます。

国際ワークキャンプ／里山自然学校こまつ滝ヶ原

平成25年7月、「里山自然学校こまつ滝ヶ原」で国際ボランティアによるワークキャンプが開催されました。過疎地域という問題から、市指定文化財のアーチ石橋群や、公園などが人手不足により整備が行き届いていないため、その環境を整備する手助けとして、この国際ワークキャンプが開催されました。

この活動では、自然学校を通じ、里山の魅力の発信や交流人口増加を目指す中で、世界の若者との交流事業を通した地域活性化のモデルケースづくりを目指しています。



資料：日本国際ワークキャンプセンターNICE HP

■取り組み方針

環境をキーワードにした国際交流を推進します。

◇広域的・国際的な交流の推進

- ・エコ都市※や環境先進都市などとの交流を進め、地球規模での環境問題に理解を深めます。

■役割分担

(市 民)

- ・国内外の環境先進都市に関心を持ち、地球規模での環境問題を学びます。

(事業者)

- ・国内外の環境先進都市に関心を持ち、地球規模での環境問題を学びます。

(市)

- ・海外のエコ都市や環境先進都市との交流を進めます。



資料編

1. 第2次こまつ環境プランの策定経緯

時 期	内 容
平成25年 9月30日	◇こまつ環境パートナーシップ運営委員会開催（第1回懇話会） ・第2次環境プラン策定スケジュール ・第1次環境プラン進捗状況 ・骨子及び計画（ベンチマーク含む）原案協議
10月28日	◇こまつ環境パートナーシップ運営委員会開催（第2回懇話会） ・望ましい環境像 ・取組の体系（第1次環境プランと第2次環境プランの比較） ・施策の内容（特に環境パートナーシップに意見を求めるもの）
12月3日	◇こまつ環境パートナーシップ運営委員会開催（第3回懇話会） ・第2次こまつ環境プラン（案） 本編提示
12月17日	◇小松市議会経済環境専門委員会 ・第2次こまつ環境プラン中間報告
平成26年 2月10日	◇こまつ環境パートナーシップ運営委員会開催（第4回懇話会） ・第2次こまつ環境プラン（案） 概要版・本編提示
2月21日	◇小松市議会経済環境専門委員会 ・第2次こまつ環境プラン中間報告
2月27日	◇小松市環境審議会開催 ・第2次環境プラン（案）（審議） 概要版・本編提示
2月28日～ 3月27日	◇パブリックコメント実施

2. 小松市環境基本条例

平成 13 年 3 月 23 日

条例第 9 号

小松市は、はるかに白山連峰を望み、そのすそ野に連なる緑の丘陵地や、梯川を中心とした幾筋もの河川が織りなす自然に恵まれたまちである。

私たちは、この豊かな自然の中で先人たちが培った伝統文化をはぐくみながら、住みよいまちを築き上げる努力を重ねてきた。

しかし、環境への配慮に欠けた物質的な豊かさや利便性を追求してきた結果、環境汚染や自然破壊など環境への負荷が増大し、地域の環境問題にとどまらず、人類の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

もとより私たちは良好な環境のもとで、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、恵みある地球環境を損なうことなく、将来の世代に継承していく責務を有している。

よって、私たちは、すべての市民の参加と協調のもと、人と自然とが健全に共生する良好な環境を保全するとともに、持続的発展が可能な社会を構築していくことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造(以下「環境の保全」という。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。), 土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承することを目的として行わなければならない。

2 環境の保全は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、人と自然とが健全に共生していくことを旨として、行わなければならない。

- 3 環境の保全は、環境の持つ復元力には限界のあることを認識して、資源の適正な管理及び循環的な利用等の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の参加と協働による自主的かつ積極的な取組により行わなければならない。
- 4 地球環境の保全は、人類共通の課題であるという認識のもとに、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、その社会経済活動に際して、環境の保全に資する取組を自ら率先して実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、自らの責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるように必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動におけるあらゆる場合において、環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に協力しなければならない。
- 5 事業者は、市長が環境の保全に関する協定の締結を求めたときは、これに応じなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において廃棄物の減量、資源の適正な利用その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第2章 環境の保全に関する施策の基本方針

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう、大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、緑地、水辺等における多様な自然環境を地域の自然的社会条件に応じて体系的に保全すること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいを保つとともに、身近な緑や水辺などに恵まれた生活環境の確保、地域の特性が生かされた良好な景観の形成及び歴史的文化的資源の保全を図ること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進することにより、環境への負荷の低減を図ること。
- (5) 地球環境保全の推進を図ること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、第5章に規定する小松市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう努めるものとする。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全のための基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、自らの施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合性の確保を図るほか、環境への負荷が低減されるよう十分配慮しなければならない。

(規制等の措置)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講ずるように努めなければならない。

- (1) 公害を防止するために必要な規制の措置
 - (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
- 2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制及び指導の措置を講ずるように努めなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する協定)

第 12 条 市長は、環境の保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、事業者又は開発行為を行おうとする者との間に環境保全協定を締結するように努めるものとする。

(誘導的措置)

第 13 条 市は、事業者及び市民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全に資する適切な措置をとるように誘導するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備の推進)

第 14 条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地等の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業並びに森林の整備その他の環境の保全に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(健康で快適な都市空間の形成)

第 15 条 市は、地域の特性を生かしつつより質の高い環境を創造し、健康で快適な都市空間を形成するため、都市の緑化、水辺の整備、音の環境及び良好な景観の確保並びに歴史的及び文化的環境の形成に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(廃棄物の減量、資源の循環的な利用等の促進)

第 16 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効的かつ効率的な利用等の推進に関し必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育等の推進)

第 17 条 市は、事業者及び市民が環境の保全についての理解を深めるとともに、環境の保全に関する自主的な活動が促進されるよう、広報啓発活動の充実並びに環境の保全に関する教育及び学習の振興その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 18 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全に関する活動の促進を図るため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(情報の提供)

第 19 条 市は、環境の保全に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の実施及び監視等の体制の整備)

第 20 条 市は、環境施策を適切に策定するため、必要な調査研究を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境施策を適正に実施するために必要な監視等の体制の整備に努めるものとする。

(市民等の参加及び協力の促進)

第 21 条 市は、環境の保全に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市民等の参加及び協力の促進に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第22条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策については、国、県その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第4章 地球環境の保全

(地球環境保全に関する国際協力)

第23条 市は、前章に掲げる施策と相まって、地球環境の保全に寄与するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、国、県その他の地方公共団体及び民間の団体等との連携を図りながら、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第5章 小松市環境審議会

(小松市環境審議会の設置)

第24条 本市の環境の保全に関する事項を調査審議するため、小松市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第25条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 市長の諮問による、環境の保全に関する基本的な事項及び重要事項に関するここと。
- (3) 他の条例により、その権限に属せられた事項を処理すること。
- (4) その他市長が環境保全上必要と認める事項に関するここと。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第26条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第27条 審議会に、専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の事項に関し学識経験を有するもの及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該事項に関する調査が終了したときは、委嘱を解かれたものとする。

(委任)

第28条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に小松市環境審議会規則(平成 5 年小松市規則第 55 号)の規定に基づいて委嘱又は任命された小松市環境審議会委員は、この条例の規定による小松市環境審議会委員に委嘱又は任命されたものとみなし、その任期は、第 26 条第 3 項の規定にかかわらず平成 14 年 3 月 31 日までとする。

(小松市公害防止条例の一部改正)

- 3 小松市公害防止条例(昭和 46 年小松市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

(目的)

第 1 条 この条例は、小松市環境基本条例(平成 13 年小松市条例第 9 号。以下「環境条例」という。)の規定に基づき、公害の防止に関する必要な事項を定め、もって市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

第 7 条第 3 項及び第 13 条第 2 項中「第 15 条に規定する小松市環境審議会」を「環境条例に規定する小松市環境審議会」に改める。

第 3 章を削る。

第 17 条を第 15 条とする。

第 18 条を第 16 条とし、第 4 章を第 3 章とする。

(小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正)

- 4 小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例(平成 6 年小松市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

(環境審議会への諮問)

第 8 条 市長は、廃棄物の減量化に関する事項、廃棄物の適正な処理に関する事項、その他市長が必要があると認める事項について、小松市環境基本条例(平成 13 年小松市条例第 9 号)に規定する小松市環境審議会に諮問することができる

3. 用語解説

《あ行》

■いしかわ版環境ISO

すべての県民が日常生活のいずれかの機会に環境ISOに触れる目的で作成された環境保全活動の指針のこと。「いしかわ学校版環境ISO」、「いしかわ地域版環境ISO」、「いしかわ家庭版環境ISO」、「いしかわ事業者版環境ISO」の4つがある。各指針は、学識経験者や学校関係者、女性団体関係者などからなる策定委員会で検討され、モデル学校やモデル家庭等での活動内容を盛り込んで策定された。

■ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を20°Cにした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。「ビズ」はビジネスの意味。

■エコクッキング

調理という日常活動を通じて環境保全を実践しようという運動のこと。具体的には、食材を有効利用して生ごみを減らす、調理方法を工夫して省エネを図ったり排水をきれいにする、地場の食材を活用して地産地消を図る、といった調理法を普及すること。石川県が発祥地で、全国に広がっている。

■エコツーリズム

自然環境の保全と自然や文化を活かした地域振興を両立させ、環境教育にも資する観光・旅行形態のこと。

■エコ都市

産業活動によって排出される廃棄物のリサイクルや、熱エネルギー利用などにより、ゼロエミッション化を目指す地域のこと。

■エコドライブ

経済速度で走る、急発進急ブレーキをやめるなど、燃費の良い運転に心がけ、CO₂の削減に努めること。

■エコ農業者

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、堆肥等による土づくり、減化学肥料及び減化学農薬の3つの技術を一体的に導入しようとする農業者。石川県では「エコ農業者」認定制度を実施している。

■エコビジネス

環境への負荷が少ない製品・サービスや、環境保全技術・システムなどを提供するビジネス全般のこと。

■エコロジー

狭義には生物学の一分野としての生態学のことを指すが、広義には生態学的な知見を反映しようとすると文化的・社会的・経済的な思想や活動の一部または全部を指す言葉として使われる。

■温室効果ガス

地表面から生じる赤外線の放射熱を吸収して、地表の温度を上昇させるガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など）

《か行》

■外来種

国外または国内の他地域から、生物が本来有する移動能力を超えて、人為により意図的または非意図的に導入された生物種のこと。

■化学的酸素要求量・COD

水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標。この数値が大きいほど有機物による汚濁が大きい。Chemical Oxygen Demandの略。

■化学物質

化学物質は種類が非常に多く、現在使われているものは世界全体で約10万種、日本で数万種あるといわれている。その他、化学物質の中には、目的に応じて製造されるものや天然物のほか、ダイオキシン類のように「非意図的」に生成されてしまう化学物質もある。

■化石燃料

石油、石炭、天然ガスなど、地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源。

■合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。

■環境王国

地域住民が築き上げた優れた自然環境と、農業のバランスが取れ、安心できる農産物の生産に適したりすることができる地域のこと。有識者で

構成される「環境王国認定協議会」が認定している。

■環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準とされているもので、行政上の目標であり、また、汚染の未然防止の指針となるものである。

■環境指標

環境の状況を測るものさし。環境データ（機器による計測値や統計データ等）を必要に応じて加工し、環境の状況や環境政策の現状を評価する材料として用いる。

■環境負荷

環境に与えるマイナスの影響を指す。環境負荷には、人的に発生するもの（廃棄物、公害、土地開発、干拓、人口増加など）があり、自然的に発生するもの（気象、地震、火山など）も環境負荷を与える一因である。

■環境ホルモン

生体に取り込まれて、ごく微量でも生物の正常なホルモン作用を妨げたり、ホルモンに似た働きをして生体をだますなどして、生殖や健康に悪影響を及ぼす人工および天然の化学物質のこと。

■環境マネジメントシステム

企業が経営方針の中に環境に関する方針を取り入れ、「計画」、「実施」、「評価」及び「改善」というサイクルで一連の環境管理の取り組みを実施すること。

■環境モニタリング

ある一定の地域を定め、その地域内の動植物の生態調査、大気、水質、底質調査などに基づき、その環境の人への影響を監視すること。

■間伐材

森林の成長過程で密集化する立木を間引く間伐の過程で発生する木材のこと。間伐作業を行う事により木々が健全に生育し、地表に十分な陽光が入ることによって草や低木が育ち、水源涵養力、土壤保全能力が向上する。また、二酸化炭素を吸収して、地球温暖化防止にも大いに役立つ。

■希少な生き物

絶滅のおそれのある動植物のうち、種の存続に支障を及ぼすほど個体数が著しく少ない種や減少しつつある種、生息・生育地の消滅や環境悪化などの危機に瀕している種を保護するために指定した動植物。

■クールビズ

冷房時のオフィスの室温を28°Cにした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。ノー上着等の軽装スタイルがその代表。「ビズ」はビジネスの意味。

■光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素など強い紫外線により光化学反応を起こして、二次的に生成される酸化性物質の総称であり、その大部 分がオゾンである。人体には目やのどを刺激し、頭痛、中枢神経の 障害があり、植物の葉を白く枯らせたりする影響もみられる。

■公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域およびこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。

■こまつエコ大賞

エコに対する様々な取り組み（水質改善、スリーパック「紙にパック、肩にバッグ、土にパック」、ボランティア、省エネルギー・省資源など）の輪を広げるため、エコ活動に取り組む家庭や町内会、市民団体、事業者等を対象に、エコな取り組みを募集して表彰するコンテスト。

■こまつ環境パートナーシップ

市民、事業者、行政が連携し、こまつ環境プランの実現を目的として、平成16年8月19日に設立された。

■コミュニティプラント

地方自治体や公社、民間事業者の開発行為による住宅団地などで、し尿や生活排水を合わせて処理する施設。小規模下水処理場（装置）と呼ばれることがある。

■コンポスト

生ごみなどの有機性廃棄物からできた堆肥、または堆肥化手法のこと。主に家庭ごみに多く含まれる生ごみや下水汚泥などの有機性廃棄物を高速で堆肥化する技術や、生成した堆肥、さらには周辺の技術やシステム全般を呼ぶことが多い。

《さ行》

■再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

■在来種

ある地域に古来から自生（存在）していた種のこと、外来種に対する言葉として使われる。

■里山・里海

里山は、都市地域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて形成・維持されてきた森林（二次林）や農地、水路・ため池、草地等で構成される地域のこと。開発による消失や利用されなくなったことによる荒廃が問題となっている。

里海は、豊かな海の恵みを利用しながら生活してきている人の暮らしと強いつながりのある地域で、自然生態系と調和しつつ人手を加えることにより、高い生物生産性と生物多様性の保全が図られている海域概念。

■自然共生

自然環境を保全し、自然に配慮した行動をとることにより、持続可能な自然の利用を図ること。

■持続可能な社会

現代の世代が、将来の世代の利益や要求を満たす能力を損なわない範囲内で環境を利用し、要求を満たすような社会で、環境の保全、経済の開発、社会の発展の調和が取れている社会。

■小水力（発電・エネルギー）

水力発電のうち、ダム等に設置された大規模な水力発電ではなく、河川や水路に設置した水車などを用いてタービンを回し発電する小規模な水力発電のこと。

■食育

栄養や食べ物の安全性などの知識を学ぶとともに、食卓や団らんを通じてマナーや社会性を身に付けたり、食文化を理解し健全な食生活を実践したりすること。

■水素イオン濃度・pH

水質の酸性やアルカリ性の程度を示す指標でpH7は中性を、それ以下は酸性、それ以上はアルカリ性を示す。自然水のpHは6.5～8.5の範囲にある。

■スマートシティ

ITや環境技術などの先端技術を駆使して、環境負荷を抑えながら生活の質を高め、継続して成長を続けられる新しい街、都市の姿である。

■生態系

地域の環境を構成する、水、大気、土、太陽の光、そしてこれらに支えられて生きるすべての動植物といった要素が複雑に関係しあって成り立つ自然のしくみのこと。

■生物化学的酸素要求量・BOD

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川等の有機汚濁を測る代表的な指標。この数値が大きいほど、河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを意味する。

Biochemical Oxygen Demand の略。

■生物多様性

地球上には、3千万種を超える生物種が存在するとされ、それらが様々な環境と結びついた多様な生態系を形成している。このような種や生態系などの多様さを生物多様性といい、自然環境の保全上、極めて重要な要素の一つである。

■ゼロエミッション

事業所から出る産業系と一般系両方の廃棄物の再資源化や再利用により、埋立量を限りなくゼロに近づけること。

《た行》

■ダイオキシン類

ダイオキシンは、ベトナム戦争の際にアメリカ軍が使用した枯葉剤に含まれていたことで世界的に知られることとなった。発生源としては、主に廃棄物焼却炉からと言われている。ダイオキシンは、一般的にダイオキシンの仲間も含めた物質を意味している。主な毒性として、発ガン性、内臓障害などが指摘されている。

■大腸菌群数

大腸菌の存在は、し尿の流入等を示すものであり、これが多ければ、赤痢菌、チフス菌などの病原菌が存在する可能性がある。また、大腸菌が多いということは快適な生活環境といえないことから水質汚濁の指標とされている。

■多自然型水辺づくり

河川や水路の整備に際し、コンクリート3面貼りではなく、川を蛇行させたり、中洲などを設けた生き物に優しい整備を行うこと。

■地域コミュニティ

地域住民が生活している場所。日常生活の中で住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。

■地球温暖化

人間活動の拡大により二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

■地産地消

「地元で生産された農林畜水産物を地元で消費する」という意味で使われている言葉。また、ファーストフード等の画一的な食生活に対し、地域

の伝統や独自の文化の輝きを取り戻そうという動きもある。

■低公害車

ガソリン車やディーゼル車に比べ、排出ガス中の環境負荷物質や騒音・振動などの公害の発生を大幅に抑えた車両。環境省は電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車の4種を低公害車と呼んでいるが、自動車メーカーが石油燃料による低燃費化技術開発を競っているほか、燃料電池車など新たな技術も開発されつつある。

■低炭素(社会)

二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。低炭素型社会、脱炭素社会ともいう。社会に多大な影響をもたらす地球温暖化の緩和を目的として、その原因である温室効果ガスのうち、大きな割合を占める二酸化炭素の排出が少ない社会を構築することが、世界的な課題となっている。

《な行》

■二酸化硫黄(硫黄酸化物・SO_x)

硫黄の酸化物の一つ。他に一酸化硫黄(SO)、三酸化硫黄(SO₃)などがある。化学式から SO_x「ソックス」と略称される。石油や石炭など硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させることにより発生する。大気汚染や酸性雨などの原因の一つとなる有毒物質。

■二酸化窒素(窒素酸化物・NO_x)

窒素の酸化物の一つ。他に一酸化窒素(NO)、亜酸化窒素(一酸化二窒素)(N₂O)、三酸化二窒素(N₂O₃)、四酸化二窒素(N₂O₄)、五酸化二窒素(N₂O₅)などがある。化学式の NO_x から「ノックス」と略称される。種々の物質の燃焼過程、硝酸等の物質の製造過程などの副生成物として意図せず発生し、大気汚染の原因のひとつとなっている。

■農業集落排水施設

集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を総称して農業集落排水という。農業集落排水施設は、農業集落排水を処理する施設であり、施設の整備は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村生活環境の改善、公共用水域の水質保全に寄与している。

《は行》

■バイオマス

太陽エネルギーが植物の光合成によって生体内に固定、蓄積されたもの。具体的には、生物の体やふん尿などを意味し、炭素や水素が含まれるため、燃やせばエネルギー源となる。

■廃棄物発電

廃棄物をエネルギー源として行う発電。ごみ発電ともいう。ごみ焼却時に発生する熱エネルギーをボイラーで回収し、蒸気を発生させてタービンを回して発電を行うもの。化石燃料の使用削減につながることから温暖化対策としても注目されている。

■ビオトープ

野生生物が共存している生態系、生息空間のこと。最近では人工的に植物や魚、昆虫が共存する空間として作り出したものを指すことが多い。野生生物の生息場所、復元、創出など生物の多様性を維持するツールとして注目されている。

■微小粒子状物質・PM2.5

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径が約 2.5 マイクロメートルの微細な粒子の総称。微小な粒子は、肺の奥まで入り込みやすいことから、人への健康影響が懸念されており、環境基準が定められている。

■浮遊物質量・SS

水中に浮遊している微細な固形物の量を表し、数値が高いほど汚濁している。一般河川では 25mg/L 以下が望ましい。

■浮遊粒子状物質

発生源は土砂等の飛散、固体物質の破碎によるもの、又燃焼過程から出るものなど多種多様であるが、これらの微粒子の大きさが 10 μ 以下のものを浮遊粒子状物質と呼んでいる。比較的長期間大気中に滞留して呼吸器系深部にまで侵入し、肺胞に残留するなど悪影響を与える。

■フローラルこまつ

先人が残してくれた豊かな自然を生かして、花と緑あふれる美しいまちを市民総参加で創り、未来へ引き継いでいく取り組み。

■フロン

無色、無臭、不燃性で、エアコンや冷蔵庫の冷媒、電子部品の洗浄、発泡スチロールの発泡材、スプレーなどに使われてきたが、大気中に放出されたフロンは、有害紫外線を吸収するオゾン層を破壊する可能性があることから、92年11月のモントリオール議定書締約国会議で、95年中までに全廃が決められた。しかし、フロンは十年以上かけて成層圏へ到達するため、現在でもオゾン層の破壊が進んでいるのが現状である。

■閉鎖性水域

外部との水の交換が少なく、地形的に閉鎖された湖沼、内湾、内海などを閉鎖性水域という。閉鎖性水域では流入してくる汚濁負荷が、外部へ流出しにくいため、水域内に蓄積する。大都市や工

業地帯に面している閉鎖性水域では水質汚濁が著しく、富栄養化も進行している。

■ほかし

有用微生物群により発酵させて造る有機肥料の一つ。コンポストなどに使う。

《ま行》

■緑の少年団

青少年が主体となって緑化に係る広範な活動を展開する団体。緑化を通じて次代を担う青少年の育成を図るために、林野庁が主導し、都道府県、市町村等が活動を援助している。

■木質バイオマス

木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼ぶ。主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。

《や行》

■有害化学物質

環境を経由して人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質をさす一般的な総称である。

■溶存酸素量・DO

水に溶けている酸素の量を示す。酸素の溶解量を左右するのは、水温、気圧、塩分などであるが、汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので、溶存する酸素の量は少なくなる。きれいな水ほど酸素は多く含まれる。溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠のものである。

《わ行》

■ワークキャンプ

枝打ち、下草刈りや植林など、地域の実情に即した作業を現地の人々とともにを行うボランティアプロジェクト。

《アルファベット》

■BOD

生物化学的酸素要求量と同じ

■COD

化学的酸素要求量と同じ

■DDT

強力な殺虫効果が認められた最初の有機合成殺虫剤。DDT 及びその代謝物 (DDE および DDD) は環境ホルモンのひとつとして指摘されている。Dichloro-diphenyl-trichloroethane の略

■DO

溶存酸素量と同じ

■ESD

持続可能な開発のための教育。世界の環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動をいう。

Education for Sustainable Development の略。

■EVバス

電気のみを動力として走るバスのうち、一般に電力を架空線から集電するバス以外のもの。

■IPCC

世界有数の科学者が参加し、気候変動に関する最新の科学的知見をとりまとめて評価し、各国政府にアドバイスとカウンセリングを提供することを目的とした政府間機構である。

Intergovernmental Panel on Climate Change の略。

■ISO14001

企業が、地球環境に配慮した事業活動を行うために国際標準化機構 (ISO) が作成した国際規格。企業が環境に対する負荷を減らしていくための努力目標を設定し、そのための人材教育やシステム構築を行った結果を認証機関が認定するもの。

■KEMS(ケムズ)

“エコロジー＆エコノミー”を念頭に「国際的な環境問題に発展している温室効果ガス（二酸化炭素）の低減」や「市民の模範になるような職員教育」などをテーマに取り組む新しいマネジメントシステム。

Komatsu Environment Management-System の略。

■PCB

不燃性で、化学的にも安定しており、熱安定性にもすぐれた物質で、その使用範囲は、絶縁油、潤滑油、ノーカーボン紙など多方面である。カネミ油症事件の原因物質で新しい環境汚染物質として注目され、大きな社会問題となつたため、現在は製造禁止となっている。

■PDCAサイクル

Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) の頭文字だけを揃えたもので、これら4つのステップを一つのプロセスとして捉

え組織を運営していく事で継続的な改善が図れる仕組み。

■pH

水素イオン濃度と同じ

■PM2.5

微小粒子状物質と同じ

■PRTR法

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」のこと。法では、対象となる化学物質を製造・使用・排出している事業者は、環境中への排出量と廃棄物処理のために事業所の外への移動量を把握し、その結果を都道府県を経由して国に届出し、国はその集計結果を公表する制度である。なお、PRTR は、環境汚染物質排出・移動登録 Pollutant Release and Transfer Register の略。

■SS

浮遊物質量と同じ

第2次こまつ環境プラン

発行日 平成26年4月

発行者 小松市ふるさと共創部環境推進課

〒923-8650 石川県小松市小馬出町91番地

TEL 0761-24-8067 FAX 0761-23-6403

E-mail kankyoka@city.komatsu.lg.jp